

富山県と韓国ビジネスアライアンス ～経済連携拡大のために～

2007年3月

富 山 県
(財)富山県新世紀産業機構
日本貿易振興機構
富山貿易情報センター

はじめに

日本にとって韓国は、米国、中国（香港・台湾を除く）に次いで第3位の輸出相手国であり、日韓の貿易・投資関係は近年ますます緊密化してきている。

直近5年間の貿易・投資関係をみると、日本から韓国への輸出額は2000年の約318億ドルから2005年の約484億ドルと、5年間で52.2%の伸び率を示している。日本から韓国への直接投資残高では、2000年の約42億ドルから05年の約82億ドルへと、95.2%とほぼ倍増している。

また、両国間ではFTA（自由貿易協定）は締結されていないものの、日韓投資協定（2003年1月1日発効）、日韓税関分野相互支援協定（2004年12月13日）、日韓社会保障協定（2005年4月1日発効）など実質的な経済連携の枠組みが形成されつつある。貿易・投資の増減には様々な要因が関係するものの、両国間の経済緊密化の傾向は今後も継続すると期待されている。

富山県にとっても、韓国は2006年の輸出額が490億円（前年比44.8%増）でロシアに次ぐ貿易相手国である。一方で、直接投資活動については、中国シフトがみられる中、新規に韓国に進出する例が近年少ない点が富山県の特徴である。

本書は、好調が続く韓国経済や緊密化する両国経済関係を背景として、富山県内企業による韓国企業との更なる連携を図る際の参考資料として、ジェトロ富山が富山県及び^(財)富山県新世紀産業機構より調査委託を受けてまとめたものである。

末筆ながら、本調査にご協力いただいた富山県貿易・投資アドバイザーである野村允先生、（財）韓日産業・技術協力財團日本企業研究センターの金度勲様、仁川商工会議所の劉泳碩様、関係者各位に謝意を表したい。

日本貿易振興機構富山貿易情報センター
(ジェトロ富山)

目 次

第1章 日韓経済概論

1. 韓国経済の現状	1
1-1. マクロ経済概観	1
1-2. 貿易取引	2
1-3. 対内直接投資	2
2. 日韓経済交流の現状	3
2-1. 日韓貿易	3
2-2. 日本の対韓直接投資	4
2-2-1. 対韓投資の推移と現況	4
2-2-2. 対韓日系企業の経営状況	5
3. 韓国経済の展望と日韓経済交流の方向性	5
3-1. 韓国経済の展望と課題	5
3-2. 日韓経済交流の方向性	6

第2章 富山県と韓国との経済交流の現状

1. 貿易動向	7
1-1. 貿易取引額	7
1-2. 輸出入品目別増減	8
1-3. 今後の展望	9
2. 海上輸送航路の動向	9
2-1. 航路輸送の現状	9
2-2. 今後の展望	10
3. 富山県企業の対韓展開の現状	11
3-1. 北陸企業の対岸諸国への展開状況	11
3-2. 北陸・富山県内企業の韓国への展開状況	11

第3章 富山県内企業の対韓国事業展開の現状と課題

1. 進出企業の事例	13
1-1. 韓国企業からの要請を受けて進出した例	13
1-2. 新市場の開拓を目的に進出した例	14
2. 経済交流の形態別事例	15
2-1. 生産委託	15
2-2. 販売代理店契約の締結	16
2-3. 経済交流の形態について	17
3. 今後の日韓経済交流の方向と富山県の課題	17
3-1. 有望市場としての韓国 -各種アンケート結果より-	17
3-2. 対韓ビジネスの具体的対応	18
参考文献	19

第4章 韓国企業における対日本取引ニーズ

1. 韓日企業間協力の必要性	21
1-1. 地域貿易協定の視点からみた韓日経済交流の必要性	21
1-1-1. 地域貿易協定の拡大	21
1-1-2. 韓日両国の地域貿易協定に向けた動き	21
1-2. 中国経済の拡大に対する韓日共同対応の必要性	22
1-3. 相互利益(Win-Win)のための韓日企業間の戦略的な提携の必要性	24
1-3-1. 魅力的な新製品のテスト市場として	24
1-3-2. 韓日企業の強みと相互補完性	24
1-3-3. 韩日企業の戦略的提携に向けて	25
2. 韓日企業間交流の動向と問題点	26
2-1. 韓日技術交流の動向	26
2-2. 韓日直接投資の動向	28
3. 今後の韓日企業間協力への支援政策と推進戦略	29
3-1. 韓日企業間協力の基本概念	29
3-2. 韩日企業間協力促進支援政策の提案	30
4. 結論	33

第5章 仁川広域市と富山県の経済交流可能性について

1. 仁川広域市の産業集積	35
1-1. 仁川広域市の主要製造業	35
1-2. 仁川広域市内の産業団地	36
2. 仁川広域市の外資誘致制度及び支援政策の紹介	39
2-1. 投資ガイド	39
2-2. 具体的な投資手続き	41
2-3. インセンティブ及び支援政策	43
2-3-1. 租税関連	43
2-3-2. 経営行政関連	46
2-3-3. 事業敷地確保の支援	46
2-3-4. その他の支援	47
2-4. 日系企業の進出状況	49
3. 日韓企業間のビジネス交流の可能性	51
3-1. 国内部品産業の概観	51
3-1-1. 対日部品交易の動向	51
3-1-2. 韓国の対日部品競争力の現況	51
3-1-3. 日韓の部品協力現況及び問題点	51
3-1-4. 日韓の部品企業協力に対する具体的な方案	51
4. 仁川商工会議所の対日事業	53
4-1. 基本方向	53
4-2. 東アジア経済交流推進機構の製造業部会	53
4-3. 新湊商工会議所の会員業者との経済交流	53
参考資料. 仁川広域市内の産業団地一覧（詳細）	55
執筆者紹介	80

第1章

日韓經濟概論

第1章 日韓経済概論

1. 韓国経済の現状

1-1. マクロ経済概観

2005年の韓国経済は、GDPが4%とほぼ安定した推移を示した。内需は消費が幾分回復したものへの投資が低調であり、韓国経済は引き続き好調な外需（輸出）に支えられたと言えよう（表1）。

2006年に入り、第3四半期のGDPは前期比0.9%増となり、経済は鈍化傾向を見せながら推移している。特徴的な動きとしては、①内需面で、民間消費支出の増加率が落ち、停滞の度合いを強めていること、公共建設が比較的好調な反面、民間建設の不振が続いていること、設備投資は比較的好調なこと、②外需面では、原価高、ウォン高の影響によって、輸出入とも増加していること、③ウォン高による韓国中小企業への打撃は大きく、大手企業と中小企業との格差が浮き彫りされてきていることなどがあげられる。

2007年の経済見通しについて、一部非観的な見方が台頭している中で、韓国銀行は「2006年のGDPは5%成長を達成するであろう。現状、所得配分の2極化、原油高などが消費不振を招いているが、企業の設備投資が本格化し、それによる雇用増加、消費支出拡大といった好循環が生まれるかどうかが今後の最大ポイントになる」とし、政府系シンクタンクは、2007年のGDPは4.3%と2006年を若干下回ると見ているようである。

表1 韓国的主要経済指標

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	06年1-3月	4-6月	7-8月
国内総生産（%）	3.8	7	3.1	4.6	4	1.2	0.8	0.9
最終消費支出（%）	4.9	7.6	▲0.3	0.2	3.3	1.4	1.0	0.7
固定資本形成（%）	▲0.2	6.6	1.9	1.9	2.1	0.3	▲1.1	2.5
産業生産指数（%）	0.7	8.0	5.1	10.4	6.4	3.1	▲0.4	1.0
失業率（%）	4	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5	3.5	3.5
貿易収支 (百万USドル)	13,488	14,777	21,952	37,569	33,473	5,223	7,414	6,299
輸出（百万USドル）	150,439	162,471	193,817	253,845	284,419	73,895	81,476	82,872

輸入（百万 US ドル）	141,098	152,126	178,827	224,463	261,238	72,148	76,344	80,407
為替レート（ウォン/US ドル）	1,291	1,251	1,192	1,144	1,024	976	950	955
生産者物価（%）	▲0.5	▲0.3	2.2	6.1	2.1	1.7	2.4	3.1
消費者物価（%）	4.1	2.7	3.6	3.6	2.7	2.4	2.3	2.5
株価指數 (1980.1.4:100)	573	757	680	833	1,074	1,351	1,351	1,317

資料：「ERINA REPORT」2007／1

1-2. 貿易取引

2005 年の貿易総額は 5,457 億ドルと 2003 年連續で過去最高を記録した。輸出額は 2,844 億ドル(前年比 12.0%増)、輸入額は 2,612 億ドル(同 16.4%増)となり、貿易黒字は 232 億ドル(同 21.1%減)に縮小した。輸出好調な要因として、①世界経済の安定成長を反映した需要拡大、②韓国製品の競争力向上などがあげられる。輸入は、①世界的な原油価格の高騰、②輸出増加に伴う素材・部品、機械設備の増加などがあげられる。

国・地域別では、最大の輸出相手国である中国の伸び率が前年に比べ鈍化し、第 2 位のアメリカが減少したものの、EU、日本、ASEAN などへの輸出額は増加した。輸入は、日本、中国、アメリカが主な輸入相手国であるが、特に原油と原材料価格の高騰により、中東、オーストラリア、インドネシアからの輸入額が急増した。

品目別では、主要輸出品のうち、半導体、船舶が好調を持続した半面、繊維類、コンピュータ、家庭用電子製品が前年比減少した。輸入品では、原油や天然ガス、鉄鋼製品などの資源品目が価格高騰の影響を受けて急増した。原材料や資本財が輸入の上位を占める一方で、国内市場の需要拡大によりコンピュータが増加した(コンピュータは生産拠点の海外シフト、価格競争力の低下によって輸出は激減)。

因みに、2006 年上半期の貿易は、輸出入ともに 2 けたの伸びが続いた。輸出は、ウォン高などにもかかわらず前年同期比 13.9% 増の 1,555 億ドルを記録した。輸入は、原油高などによる輸入価格の上昇で同 19.4% 増の 1,484 億ドルを記録し、貿易収支は 70 億ドルの黒字となった。

1-3. 対内直接投資

2005 年の韓国における対内直接投資（申告ベース）は、税金減免期間の短縮や大型案件が集中した前年の反動から 116 億ドル（前年比 9.6% 減）となった。

一方、投資分野の裾野が拡大したことによって、件数は 3,668 件（同 19.8% 増）に增加了。

国別では、アメリカ（GE キャピタルによる現代カードへの資本参加など）、イギリス（スタンダードチャーター銀行による第一銀行の買収など）、日本（IT 関連の大規模な M&A 型投資など）などがある。産業別では、製造業の減少、サービス業の増加が目立ち、サービス業が全体の 7 割強を占めた。

因みに、2006 年 1~9 月期の対内直接投資は前年同期比 2.3% 減の 75 億ドルとなった。特徴としては、既進出外資企業の事業拡大（部品・素材関連）の反面、サービス業分野への投資が減少した。類型別ではグリーンフィールド型投資の増加、M&A 型投資の減少が目立った。地域別では、EU、日本からの投資が増加したが、アメリカが急減した。

2. 日韓経済交流の現状

2-1. 日韓貿易

韓国にとって、日本は第 3 位の輸出相手国であり第 1 位の輸入相手国である。

日韓貿易は、2000 年の 523 億ドルから 2005 年には 724 億ドル（前年比 9.4% 増）に拡大した（表 2）。このうち、日本の輸出は 484 億ドル（同 4.9% 増）で、主要輸出品は、半導体、鉄鋼板、半導体製造用設備が伸びた一方、電子応用機器、無線通信機器が減少した。輸入額は 240 億ドル（同 10.6% 増）で、主要輸入品は石油製品、半導体、鉄鋼板などである。特に平面ディスプレーおよびセンサーの輸入が著増したが、これは世界的な需要拡大と日韓の企業連携を背景に、液晶ディスプレーの輸入が急増したことによる。また、2004 年にソニーとサムソン電子の合弁会社「S-LCD」の設立や液晶関連の素材、部品関連企業の大規模工場進出が相次いだ後、工場の本格的稼動に伴い韓国製品の輸入が急増したものである。

韓国は、素材・部品、生産設備などを日本からの輸入に依存する傾向が強く、日韓貿易は韓国側の慢性的な赤字が続いている。2005 年の対日貿易赤字額は 244 億ドル（前年比 0.3% 減）となった。

因みに、2006 年上半期の日韓貿易は対韓輸出が 255 億ドル（前年同期比 10% 増）、対韓輸入が 130 億ドル（同 8% 増）となり輸出入とも増加を示した。

表2 日韓貿易額の推移（日本の対韓貿易）

(単位: 100万ドル)

年	80	90	00	02	03	04	05	06.4 月	06.5 月	06.6 月
輸出額	5,858	18,574	31,828	29,856	36,313	46,144	48,403	4,233	4,331	4,561
輸入額	3,039	12,638	20,466	15,143	17,276	21,701	24,027	1,941	2,306	2,383
貿易収支	2,819	5,936	11,362	14,713	19,037	24,443	24,376	2,292	2,025	2,718

資料:「韓国経済情報」ジェトロソウルセンター資料

2-2. 日本の対韓国直接投資

2-2-1. 対韓投資の推移と現況

日本から韓国への直接投資の推移をみると、①1990年前は国別シェアで5割以上を占め、日本が韓国にとって最大の投資国であった。②90年代に入り、韓国の賃金上昇に伴う日本企業の東南アジア、中国への投資シフトによって、投資額が年間5億ドル以下の低水準を続けた。③99年から2000年にかけて、韓国経済のV字型回復、韓国政府の外資誘致諸政策（外国人投資促進法の施行、輸入先多角化品目制限の撤廃など）の実施などが影響し、投資は急増した。④その後投資の流れが中国へ加速する中で、いったん大きく落ち込んだものの、2004年に入り反転を示した。

2005年の対韓投資は、前年の大型投資の反動で減少した（表3）。従来、製造業の新規拠点設立型投資が主流だったが、ソフトバンク系列会社によるオンラインゲーム開発会社“グラビティ”的買収などIT企業によるM&A案件もあり、投資形態・分野が多様化しつつある。業種的には、2004年以降、液晶や自動車などの関連部品メーカーの進出が目立った。

因みに、2006年1~9月期における日本からの投資は、部品・素材（電気・電子、化学分野）を中心に前年同期比89.7%と大幅に増加（ソニー、三菱レーションなど）した。

表3 日本からの直接投資額の推移（申告ベース）

(単位: 100万ドル、件)

年	0	1	2	3	4	5	06/1~ 6	62~ 06.06
直接投資	2,451	776	1,403	540	2,262	1,878	591	17,996

総額 (件数)	(615)	(593)	(474)	(496)	(554)	(612)	(304)	(9, 197)
製造業	721	263	569	337	1,991	643	376	9,222
非製造業	1,730	513	834	203	271	1,235	215	8,774

資料：表2と同じ

最近の具体的な事例としては、①既進出企業の現地での事業拡大－旭硝子の薄型ディスプレー向けガラス基板の一貫生産化、ユニチャームの生活用品販路の拡大化など、②韓国企業との提携・共同研究－三菱製紙との韓国大手企業との機能性フィルター関連の研究開発、新日鉄とポスコと鋼材半製品の相互供給などの資本・業務提携、みずほコーポレート銀行と韓国の政府系・民間銀行と協調投資などの投資銀行業務提携、③技術供与－大日本印刷がサムソン関連会社にプリント配線板の製造技術の供与など、④新規分野の開拓としては帝人子会社が在宅医療機器のレンタルを目的に韓国医薬品メーカーと合併事業を展開、などがあげられる。

2-2-2. 在韓日系企業の経営状況

2006年3月、ジェトロが実施した「在アジア日系製造業の経営実態（2005年度調査）」によると、①在韓日系製造業の8割が黒字を計上している、②損益の方向としては、「前年と比べて改善見込み」との回答割合が67%で、アジア地域全体の49%に比較すると高い、③2006年の利益見込みについて「改善する」という回答は46%であった、④経営上の問題点として、「値下げの要請」、「競合相手の台頭」という回答が多く、競争激化を裏づけている、⑤競争力向上のための対応策として、「人材育成・スタッフの強化」、「高付加価値化」、「研究・開発の強化」「現地市場向けの製品企画力の向上」などの回答が目立った。特に、進出地域を市場と捉える傾向が他の地域よりも強いことが窺われる。

3. 韓国経済の展望と日韓経済交流の方向性

3-1. 韓国経済の展望と課題

韓国経済は、マクロ数字と体感する景況間との間に乖離があると見られてきたが、2006

年後半に入り、韓国経済の今後の見通しについて一部悲観論も台頭してきたようである。さらに長期的には、生産拠点の海外シフトの増加、海外直接投資の加速化、大企業と中小企業の 2 極化一なども懸念されている。

他方、対外的には、日本を含めアメリカ、EU、ASEAN などとの FTA 交渉を前向きに進め、また国連事務総長への就任などグローバルな活動を展開している。こうした一連の動きの中で、今後、韓国にとって北朝鮮問題の去就が最も注目されると言えよう。

3-2. 日韓経済交流の方向性

今後、韓国経済は、その発展プロセスにおいて様々な試練にぶつかることが予測されるが、今回の訪韓によって、未来を志向した都市景観やソウル中心を流れる清渓川の清水復活などや住民の自信に満ちた表情・行動に接し、韓国は今後直面するであろういくつかのハードルを適確にクリアし、日本、中国ともに北東アジア地域の主軸として発展を続けるものと思われる。したがって日韓間では、多面的交流を進める中で、一段と相互理解を深めることになれば、日中韓ビジネス・アライアンスや日韓 FTA 締結を促し、新たなワイン・ワインの経済交流を現出することになろう。

第2章

富山県と韓国との経済交流の現状

第2章 富山県と韓国との経済交流の現状

1. 貿易動向

1-1. 貿易取引額

2006年における北陸地域（富山県、石川県、福井県）の貿易総額は8,508億円（前年比19.0%増）となっている。このうち対岸貿易額は3,999億円（同25.0%増）で、貿易総額に占める構成比は47.0%（前年44.9%）で貿易総額の4割強を占めている（表4）。

対岸貿易のうち対韓貿易は1,001億円（同29.9%増、対岸貿易額に占める構成比は11.8%）と好調な伸びを示した。対韓輸出は前年比36.3%増、対韓輸入は同15.3%増となり、前年と同じく輸出超過となった。県別に見ると、富山県が6割強を占めており、富山・福井県の輸出超過、石川県の輸入超過が特徴的である。

表4 北陸地域の対岸貿易（2006年）

（単位：億円）

県別	貿易総額		対岸貿易 合計	ロシア	中國	韓国	北朝鮮
富山	輸出	2,093	1,571	657	423	491	-
	輸入	3,196	1,113	453	522	138	-
	合計	5,289	2,684	1110	945	629	-
石川	輸出	782	238	47	138	53	-
	輸入	1,001	301	45	173	83	-
	合計	1,783	539	92	311	136	-
福井	輸出	694	415	53	176	186	0
	輸入	741	360	67	243	50	0
	合計	1,435	776	120	419	236	1
計	輸出	3,569	2,224	757	737	730	0
	輸入	4,938	1,774	565	938	271	0
	合計	8,508	3,999	1322	1675	1001	1

※注：中国は香港、マカオ、台湾を含めない。輸出・輸入額の小数点以下は四捨五入した上で集計。

資料：財務省貿易統計（2006年は輸出は確報値、輸入は速報値）

1-2. 輸出入品目別増減

主要輸出入品目は表5の通りである。以下、富山県の対韓貿易の輸出入に見られる増減(前年比)品目を抽出してみた。

<輸出>

- ・主な輸出増加品目
 - ①塗料などの化学製品、非鉄金属など－石油・素材価格上昇の影響
 - ②原糸、人造黒鉛電極、写真・映画用材料など－現地調達の出来ない高付加価値製品、基幹部品・材料など
- ・主な輸出減少品目
 - 鉄屑、プラスチック、スライド、ファスナー

<輸入>

- ・主な輸入増加品目
 - ①形鋼、非鉄金属、金属製品など－石油・素材価格上昇の影響
 - ②金属加工機など－汎用型
- ・主な輸入減少品目
 - 石油製品、医薬品、雑貨

表5 北陸地域の対岸諸国向け主要輸出入品（2006年）

県／国	区分	ロシア	中国	韓国
富 山	輸出品	中古乗用車	銅及び同合金、一般機械、電機機器	電気機器、銅及び同合金、プラスチック
	輸入品	アルミニウム及び同合金、木材、原油及び粗油	鉄鋼のフラットロール製品、元素及び化合物	一般機械、鉄鋼のフラットロール製品
石 川	輸出品	中古自動車	一般機械（金属加工機械）、電気機器	一般機械、鉄鋼のくず
	輸入品	木材	建設・鉱山用機械、織物用纖維糸及び纖維製品	織物用纖維糸及び纖維製品、建設・鉱山用機械
福 井	輸出品	中古自動車	電気機器、織物用纖維糸及び纖維製品	ガラス製品、プラスチック、鉄鋼のくず
	輸入品	アルミニウム及び同合金、石炭、木材	アルミニウム及び同合金、石炭、科学光学機器	織物用纖維糸及び纖維製品

※：北朝鮮は貿易総額が少ないため省略

資料：財務省貿易統計

1-3. 今後の展望

2006年上半期の北陸地域の貿易総額は3,910億円（前年同期比18.1%増）で、うち対岸貿易額が1,812億円（同26.0%増、貿易総額に占める構成比は46.1%）となり、輸出が大きく伸びた。対韓貿易は、対岸貿易の27.1%を占め、輸出が同47.1%増となった。特に富山県の輸出は前年同期比33.6%増となり、科学光学機器、非鉄金属が急増した。

今後以下のような動きが予想される中で富山県企業としては、特に韓国市場の変化を把握し、輸出品開拓への努力が望まれる。

- ① 韓国産業の空洞化（中国への生産シフト）が加速化する中で、貿易拡大は望めないかも知れない。
- ② 当面、従来の日韓貿易パターンに変化はないものと予想され、高付加価値製品、基幹部品などの輸出は底堅く推移しよう。

日韓企業間の工程分業化、委託生産が進展すれば輸出入の安定増が期待できる。

2. 海上輸送航路の動向

2-1. 航路輸送の現状

2006年12月1日現在の北陸地域港湾における国際定期航路（海上）は表6の通りである。

近年、中国・東南アジア経済の好伸を背景に韓国船社は自社の有する日韓サービスと韓中サービス、韓・アジア域内船社との有機的な組み合わせを進めてきている。中国も洋山港（上海）の一部稼動を機にTSR（シベリア横断鉄道）の利用促進および直行航路の開設など活発な動きを示している。反面、韓国船社を主体に定期航路の用船料と燃料油の高騰による収支悪化を理由に、日本の地方港などに提供スペースの縮小を促すケースも散見される。

表6 北陸3県港湾の国際定期コンテナ航路（2006年12月1日現在）

港名	航路	船社	TEU	寄港地
伏木富山	韓国 週4便	興亜海運	639	釜山→金沢→富山→新潟→秋田→釜山
		高麗海運	689	釜山→金沢→富山→新潟→酒田→釜山
		STX PAN OCEAN	240	釜山→直江津→新潟→富山→釜山
		東京船舶	672	釜山→富山→新潟→苫小牧→釜山
	中国 週2便	神原汽船	662	大連→青島→上海→境港→新潟→富山→小樽→大連
			662	
			566	大連→青島→上海→新潟→富山→金沢→大連
			566	
	TSCS(SLB) 月1便	ナビックス・トランスポーティ	423	ホストーチヌイ→富山→ホストーチヌイ(適宜寄港)
金沢	韓国 週3便	興亜海運	639	釜山→金沢→富山→新潟→秋田→釜山
		高麗海運	689	釜山→金沢→富山→新潟→酒田→釜山
			342	釜山→境港→酒田→直江津→金沢→境港→釜山
	中国 週1便	神原汽船	566	上海→新潟→富山→金沢→大連→青島→上海
			566	
	北米 月1便	イスタン・カーライナー		金沢→(前後寄港地不定)→フィラデルフィア
敦賀	韓国 週1便	興亜海運	236	釜山→舞鶴→敦賀→境港→釜山

(資料)「Warm Topic」VOL73 北陸AJEC

2-2. 今後の展望

- ① 日本海をめぐる港湾間、船社間、輸送ルート間の競合が高まる中、韓国、中国を主体とした運航船社による日本の地方港のしほり込みが一層進むものとみられている。

- ② 2005 年 12 月、金沢・敦賀港の中国航路（上海港基点）の休止による貿易へのマイナス影響は大きかった。
- ③ 今後の方向として、地方関係者からは東南アジア向け集荷も強化するため釜山港（釜山新港を含め）のハブ機能をさらに活用したフィーダー網の充実をはかる。また、最近活発化しつつある ASEAN 航路との直航便、さらに中国航路の拡充（特に上海港への寄港）、TSR の活用および団捲江ルート（韓国・東草～新潟～ロシア・トロイツアを結ぶ三角航路開設予定）の実現などを望む声が強い。因みに、最近、韓国船社（共同運航）が釜山接続で日本（北陸も含め）～ロシア（ボストーチヌイ）間コンテナサービスを開始することになった。その結果、伏木富山港の韓国航路は週 4 便から 5 便となった。

3. 富山県企業の対韓展開の現状

3-1. 北陸企業の対岸諸国への展開状況

- ① 1990 年台に入り、深刻化した人手不足、円高の進行などを反映し、繊維・機械関連を中心に、北陸企業の海外展開が加速化した。特に、中国の市場経済化へのシフトが進む中、貿易の進展とともに企業展開も活発化し、次第に多様化の動きを強めた。
- ② 現在、第 3 次対中投資ブームの中で、内販型投資の増加、進出地域の広域化などの動きとともにサービス分野への展開が目立つ。こうした対中国への活発な動きに対して、韓国への企業展開には、一服感は見られるが、新規投資、委託生産、共同開発など経済交流の多様化が見られる。ただ、ロシアへの企業展開には、90 年代初めの頃のような前向きな姿勢が見られない。

3-2. 北陸・富山県内企業の韓国への展開状況

北陸企業の韓国への企業展開は 90 年代に入り、メーカーを中心に進出メリットが漸次薄れ、撤退ケースも見られた。しかし 97 年の経済危機以後、V 字型の景気回復、韓国政府の積極的な外資誘致諸政策、高所得層の拡大などを反映して、韓国市場へのアプローチ気運が漸次高まりつつある。さらに、1999 年 12 月、「北陸・韓国経済交流会議」の発足を契機に、韓国、北陸地域で交互に「商談会」や「企業プレゼンテーション」などが開催されており、逐年、企業間での相互理解が深まりつつあるように思われる。

2005 年における北陸企業の対岸諸国への投資件数は 400 件を超えると推測されるが、

(表7)、そのうち対中国が9割弱を占め、韓国への投資件数は28件である。進出企業の特徴として、①90年以前に投資した企業数は大手企業を中心に11件、91年から98年の間に投資した企業は10件、99年以降に投資した企業は7件である、②業種別で見ると、機械、繊維を中心に製造業が6割を占めているが、近年現地販売のための現地法人、事務所の設置が目立つ、③最近、既進出大手企業で韓国内での生産拠点の集約化(工場の統合)と研究施設を付設する動きが見られる、④在中北陸企業が在中韓国企業とのビジネス・アライアンスを手掛けるケースも見られる、⑤進出形態は、对中国と異なり合弁形式が圧倒的に多いのが特徴である。

富山県企業の対韓展開は、北陸企業とほぼ同じ推移を辿った。次章で韓国との経済交流の事例をいくつかのパターンに分け、最近事情を紹介する。

表7 北陸企業の対岸諸国への投資状況(件数)

国名	県名				主な進出企業		
	富山	石川	福井	北陸計	富山県	石川県	福井県
ロシア	5	2	—	7	伏木海陸運送 田島木材 YKK	奥野自動車商会	
中國	181	81	126	388	外キセイ 日平トヤマ 富士メリヤス YKK	ヤキコホーレーション コマニー 北村製作所	井上ブリツ 日華化学 サンリープ
韓国	13	8	7	28	不二越 北陸電気工業 YKK	アサヒ装設 高山リード	日華化学 セーレン タケダリース
計	199	91	133	423			

注：事務所も含む

資料：「富山県企業の海外事業所調査」2005年10月(財)とやま国際センター、
「海外進出県内企業リスト」2006年3月ジェトロ富山
「中国進出県内企業リスト」2006年3月富山県
「2005年石川県貿易・海外投資活動実態調査報告書」2005年12月ジェトロ金沢
「県内企業海外進出状況調査結果報告書」2005年9月 福井商工会議所

第3章

富山県内企業の対韓国事業展開の現状と課題

第3章 富山県内企業の対韓国事業展開の現状と課題

1. 進出企業の事例

1-1. 韓国企業からの要請を受けて進出した例

韓国企業（業界を含め）からの要請によって進出したケースは、1970年～80年代に進出した大手企業に多く見られる。なお、90年代に合弁の形で進出した中堅・中小企業の中には、日本の経済・産業事業の影響を受けてパートナーへ生産委託する事例が散見される。

A社（ファスニング製品の生産・販売）

A社は1977年、韓国のファスナー企業からの要請を受け、またA社としても海外市場への販路拡大のため合弁形式（^(韓)55：^(A社)45）で進出した。その後、社名変更とともにA社の資本比率を上げ、現在A社が96.6%を占めている。2003年、生産工場の隣接地に新工場を開設（旧工場と合体）、現在に至っている。韓国のファスナー市場は、韓国縫製業の中国シフトにより縮小傾向にあるが、A社は安定した業績を続けている。A社の場合、本社からの出向者は社長を含め13名常駐しているが、労務担当の役員は韓国人であり、労使関係の重要な調整役を担っている。A社は合弁会社（生産工場）のほか、販売・輸出入部門として2社の現地法人を有している。

B社（一般機械器具製造業）

B社は、1960年代に韓国の旧財閥系商社から一般機械器具部門を伸ばしたいという要請があり、またB社としても海外の新市場開拓という目的から市場調査および取引（輸出）を続けてきた。

1983年油圧機器の韓国での販売権を得、87年代理店契約を締結、88年には合弁企業（生産会社）を設立した（資本比率は55（韓）：45（B社））。その後合弁企業に技術供与を行なながら生産を行ってきたが、品質レベルが低いことから専ら韓国国内の農業機械メーカー向けに販売してきた。最近、合弁企業の技術水準の向上によって一部製品は日本（農業機械メーカー向け）へ輸出されている。そのほか、B社は自動車産業との関係が深いため、韓国大手の自動車関連メーカーにロボット技術の供与を行い、また電子部品メーカーと共に開発も手掛けてきた。

現在、合弁企業の社長は韓国人であり、B社からはパートナーの韓国企業との調整役として常駐社員を1名派遣している。ただ、韓国とは近距離にあり、交通手段の便利性から

人的交流は活発である。今後の方向として、韓国はB社にとって、ごく限られた海外市場に位置づけられており、当面、投資計画等はないものと思われるが、合弁企業のさらなる技術水準のアップによって中国市場への輸出は考えられる。

C社（電気機械器具製造業）

C社は、1970年韓国大手電気機械メーカーからの技術支援要請によって、合弁事業（50：50）に踏み切った。その後、韓国業界のレベルアップ、人件費の高騰などの要因もあり、当初の技術支援目的の役割もほぼ終わり、本社からの常駐社員を引き上げた。現在、合弁企業の資本比率は^(韓)85：^(C社)15であり、C社の役割は韓国における代理店に変わりつつある。

D社（自動販売機の識別装置などの製造）

D社は、1992年、韓国のLG電子の要請もあり独資で進出し、主に技術供与を行ってきた。現在、韓国工場は韓国産業事情の変化から、常駐者も置かず生産委託の形になってい る。

E社（産業廃棄物焼却機の製造）

E社は、1996年、永年取引のあった韓国企業からの要請を受け、合弁事業（^(韓)60：^(E社)40）に踏み切った。現在、合弁企業の経営は一切パートナーに任せている（特許料はもらっている）。最近、他の韓国企業から技術供与の要請がある。E社が抱える悩みは、E社のような特許を有する中小企業にとって、日本における若手の技術後継者が不足しているということであった。

1-2. 新市場の開拓を目的に進出した例

F社（アウトドア・アスレチックスタイル関連商品の生産・販売）

F社は、1992年、海外市場開拓を目指し、日本大手商社の資本参加を得て、韓国トップの関連メーカー（生産のみ）との合弁（50：50）に踏み切った。事業開始から数年間、F社ブランドでスキーウェアを中心に業績は順調に推移した。その後韓国でも、アウトドアウェアのブーム時代を迎え、欧州企業のブランド品を手掛け、また合弁パートナーが引受けっていたアメリカ企業のブランド品の販売も行ってきた。近年、韓国市場は、高所得層の拡大化に伴い、登山・ゴルフ用ウェアなどの伸びが好調である。現在、合弁企業の資本

(韓) (F社)
比率は60：40であり、社長は韓国人である。F社からは常駐役員として1名派遣されているが、その役割はF社とパートナーとの調整役（デザイン、マーケティングなど）を担っている。今後、F社の課題は、韓国業界の新技術開発力が弱いことから、F社の開発技術を紹介するなど合弁企業を如何にサポートしていくかが焦点になろう。

G社（強化プラスチックの最新成型法の技術供与、プラスチック原材料の販売）

G社は、自社で開発した新技術の供与、強化プラスチック製品の販路開拓のため、1987年、韓国の賃貸マンション企業と合弁契約を締結した。その後、合弁パートナーの業容拡大に伴って、合弁企業も幅広い展開を示してきた（例えば、エボキシ・ウレタンなど合成樹脂の開発・生産・販売を行う関連会社の設立など）。

さらに、パートナーの強い意向もあり、中国への進出（北京、青島）を果した。中でも青島に進出した企業はG社を核とした日中韓の合弁中国企業であり、今後の活動が注目されている。G社の場合、永年努力を重ねた結果開発した技術の供与を日本国内ではなく海外市場（韓国）に求め、韓国での良きパートナーに恵まれたことから日中韓ビジネス・アライアンスを誕生させた好事例として注目される。

H社（強化プラスチックの最新成型法の技術供与、プラスチック原材料の販売）

H社（旅行業）は、1994年富山～ソウル便の開設を機に、韓国からの観光客誘致のため、ソウルに事務所（常駐者1名）を設置した。近年、韓流ブームに乗って日本からの訪韓客も増え、また韓国におけるゴルフ、登山ブームを反映して、韓国人の訪日客の増加も見られる。

2. 経済交流の形態別事例

2-1. 生産委託

I社（医薬品メーカー）

I社は、ジェネリック医薬品生産の活発化および改正薬事法の施行に伴うコスト面で有利な海外委託（韓国、台湾、中国、インドなど）を促進している。中でも、製造技術水準の高い韓国製薬メーカー（7社）とOEM提携している（海外委託生産総額の4分の1）。最近韓国製薬メーカーの中には、製薬機械のオートメ化に伴って、OEMは大量のみを引受けるケースが増加するなど、製薬業界の変化によって価格面でのメリットが漸次薄れてき

ている。I 社としては、次のステップを勘案しながらも、当面韓国とのビジネスを継続する意向である。

2-2. 販売代理店契約の締結

最近、韓国的新市場開拓を目指し、韓国企業との販売代理店契約を結ぶケースが散見される。

J社（宝石商）

J社は、2006年東京で開催された「国際宝石トレードショー」で、セミナーの講師としてJ社の社長が招かれた。席上、社長は自社で開発した、“オリジナル・オーダー・ジュエリー”について報告したところ、その要旨が韓国の宝石専門誌で紹介された。このことを機に、韓国最大手の宝石店の社長が訪日、J社との間で業務提携が交わされた。その内容は、①J社がデザインしたオリジナル・ジュエリー（ブライダル製品）の販売、②将来的には、J社のノウハウ提供について検討するなどである。J社は日本と韓国との宝石に対する慣習や好みの違いから、韓国の風土に合った新たな風合いを加味したジュエリーを売り込みたいとしている。また、J社の狙いはパートナーである韓国最大手の宝石店を通して、自社製品の国際ブランド化と日本国内にいる若手加工職人の活性化を図ることにあると強調している。

K社（農業機械・器具メーカー）

K社は、2004年精米機プラントの販売について、韓国卸売業との間で代理店契約を結んだが、その後米の小売業者からも一般精米機を中心に引き合いがあり、現在2社と販売代理店契約を結んでいる。

L社（自動車メーカー）

L社は、2004年韓国の自動車販売業との間で、期間限定の販売契約を結び数台輸出した。その後細部にわたる韓国市場調査を行い、2006年新規の販売提携先と交渉を進める中で、本年夏ごろ正式に販売代理店契約を締結する計画である。L社によると、韓国企業との交渉の中で、韓国企業のねばり強さと自己主張の強さを痛感したということである。

その他、マルチメディア関連企業は、海外からの観光客の受け入れ業務を専門とする旅

行会社をつくり、韓国大手旅行会社およびアシアナ航空会社と間で業務提携を結んでいるケースもある。

2-3. 経済交流の形態について

前節までに、富山県と韓国とのビジネス・アライアンスの現状をいくつかのパターンに分けて略述したが、これらの動きは下のように集約してみた。

第1に、1970年～90年代の間に、韓国へ進出した富山県企業（大企業）（主体で合弁形式のケースが多い）は、進出後の日韓における経済が産業事情の変化（進出動機の技術供与の役割を終える、韓国の人件費上昇など）によって、パートナーである韓国企業に経営（生産を含め）を委託（常駐社員の引き上げを実施）させるケースが多く見られる。ただ、ある中小企業の場合、良きパートナーに恵まれたこともあり、現在日中韓でビジネス・アライアンスを進行しつつあることは注目されている。

第2に、2000年以降、直接韓国に進出することなく韓国企業へ生産委託するケース、および韓国における高所得層の拡大化や高級品への指向が強まる中で、富山県企業が自社開発した独自製品（自動車、宝石など）を韓国市場で販売しようとするケースが目立った。

第3に、射水商工会議所（富山県）と仁川商工会議所（韓国）との姉妹提携関係を活かした取り組みとして、本年夏頃に仁川において両会議所共催商談会が開かれる予定であり、今後企業ベースを越えた地域ぐるみでの日韓経済交流の促進が期待される。

3. 今後の日韓経済交流の方向と富山県の課題

3-1. 有望市場としての韓国 -各種アンケート結果より-

「在アジア日系製造業の経営実態」（2006年3月、ジェトロ実施）によると今後1～2年の事業展開の方向性について、在韓日系企業の84.1%が「規模拡大」を指向している（前回調査は71.1%）。このことは、韓国では地場大手電機、自動車メーカーの生産拡大が進出し日系メーカーの半製品、部品等への需要を拡大を促しているものと推測される。次に、事業規模拡大の具体的方針については「追加投資による事業規模の拡大」（51.4%）、「生産品目の多様化」（48.1%）、「生産品目の高付加価値化」（45.9%）となっている。なお、事業規模の縮小についての回答企業は少ないが、一部生産品目を第3国・地域（中国、マレーシア、ベトナム、インド）の関連会社へシフトする企業が若干散見された。

また、「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2006年度）」（同年11月、

国際協力銀行発表)によると、今後中期的に見て有望事業展開国として、韓国は第8位(前回調査は第7位)にランクされている。有望理由としては、「市場の成長性」(73.2%)、「市場の現状規模」(41.5%)が挙げられており、課題としては、「他社との競争が厳しい」(69.4%)、「労働コストの上昇」(50.0%)、「労務問題」(16.7%)があげられている。

3-2. 対韓ビジネスの具体的対応

富山県として、韓国との経済交流を促進するに際し、基本的には国際交流の原点である常に相手側と同じ目線で理解し合い、話し合うことが必要であり、交流の多面化の促進、交流基盤(ハード・ソフト両面)の整備・充実、交流を推進する人材の育成(既進出企業の成功事例として現地化の推進があり、今後韓国人の採用、登用などを含む)などが求められていることは言うまでもない。

富山県企業の対韓ビジネスへの具体的な対応としては、前述の進出事例やアンケート調査などを勘案し、以下のように集約できよう。

第一に、韓国経済事情の変化、および市場のニーズを迅速かつ適確に把握することである。そのためには、人的情報のネットワーク化を強化するとともに、定期に現地視察を行い新しい動きを自分の目で確かめることである。

第二に、韓国市場のみにとらわれることなく幅広い国際的視野を保持するとともに、特に、今後中韓関係の緊密化が深化し、日韓中投資協定の動きが進む中で、進出事例でも触れたように中国企業を折り込んだ日中韓のビジネス・アライアンスを推進することも必要であろう。なお、南北交流の動きについては、今後十分注視する必要がある。

第三に、韓国との具体的アプローチを進めるためには、地方自治体・経済団体間の姉妹都市関係の活用および「北陸・韓国経済交流会議」(2006年、福井市において第7回交流会議の開催とともに「北陸技術交流テクノフェア」が開かれた)、ジェトロ、日韓友好親善協会など既設の日韓経済交流機関の交流促進を図ることであろう。

第四に、現地進出を検討するに際しては、良きパートナーをキャッチするためにも、即合弁を指向するのではなく、業務提携、生産委託、工程分業、共同研究開発(大学の加入も含め)などいくつかのパターンやプロセスを慎重に検討することが望ましい。

参考文献

(第1章から第3章まで)

- ・ ジェトロ「貿易投資白書」(2006年版)
- ・ J N T O 「国際観光白書」(2006年版)
- ・ ジェトロ「在アジア日系製造業の経済実態」(2005年度調査)
- ・ 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2006年11月)
- ・ (財) とやま国際センター「富山県企業の海外事業所調査」(2006年3月)
- ・ 「E R I N A R E R O R T」(2007年1月)
- ・ ジェトロ・ソウルセンター「韓国経済情報」(2006年8月)
- ・ 富山県新世紀産業機構環日本海経済交流センター「環日本海経済ジャーナル」
(2005年5月、2006年6月)

第4章

韓国企業における対日本取引ニーズ

第4章 韓国企業における対日本取引ニーズ

1. 韓日企業間協力の必要性

1-1. 地域貿易協定の視点からみた韓日経済交流の必要性

1-1-1. 地域貿易協定の拡大

韓国と日本は 1965 年の国交正常化以降、政府間経済協力を軸に企業間協力関係を促進してきた。しかし、韓日企業間協力をめぐる環境も時代とともに変化してきている。今後はその変化する環境に対応した、新しい韓日企業間協力体制を整えていく必要がある。

現在韓日企業間協力が直面している環境変化の一つは世界貿易環境への変化である。最近の世界貿易の重要な命題である自由貿易体制がその形を現したのは、第二次世界大戦後の 1947 年にアメリカを中心に形成された GATT 体制である。しかし、国の産業構造は二次産業から三次産業に重点が移行し、特にサービス産業を中心とした IT 産業の国全体の産業に占める割合が大きくなってきた。特にアメリカを始めとする先進国を中心に、その現象が著しくなった。そこで今まで維持してきた工業製品中心の世界貿易体制から、サービス分野と知的財産権を含めた世界貿易体制運営を目的に 1995 年 WTO が誕生した。

WTO は多国間貿易協議であり国別の経済力と産業構造の差が大きく、そのゆえに目指す課題への協商が難しいので結果までの時間が長くなっている。このような状況もあり、多国間貿易協議よりも積極的に、また迅速な結果が出る新たな世界貿易体制が出来た。これがいわゆる地域貿易協定である。そのなかでもっとも基本的なのが FTA である。多国間貿易協議である WTO の規定によれば、FTA は最恵国待遇原則には違背することになるが特定の用件を満たすことを前提に認めていた。

地域貿易協定は今後もさらに拡大されると予測されている。地域貿易協定は、1970 年代以前は 5 件のみだったが、1970 年代に 12 件、1980 年代に 10 件、1990 年代に 64 件、2000 年代以後は 95 件と、その数は急速に拡大され、その内容も強化されている。2005 年世界貿易全体での地域貿易協定による貿易割合は 55% に至っている。結局 FTA を含む地域貿易協定による利益は直接的であり FTA による逆機能をコントロールするための監視機能が弱いことを考えると、地域貿易協定は今後もさらに拡大されると予想される。

1-1-2. 韓日両国の地域貿易協定に向けた動き

世界的に地域主義による FTA が拡大されている現状で韓日両国はこれらの地域貿易からみると他の国よりも遅れている。近年は両国とも時代の流れに乗り活発に推進している。

韓国政府も今まで WTO による多国間の貿易協議に重点を置いてきたが、2004 年 4 月 1 日に発効されたチリとの FTA 締結を始め、日本、シンガポール、カナダ、ASEAN、メキシコ、EFTA との FTA 協商が交渉中である。

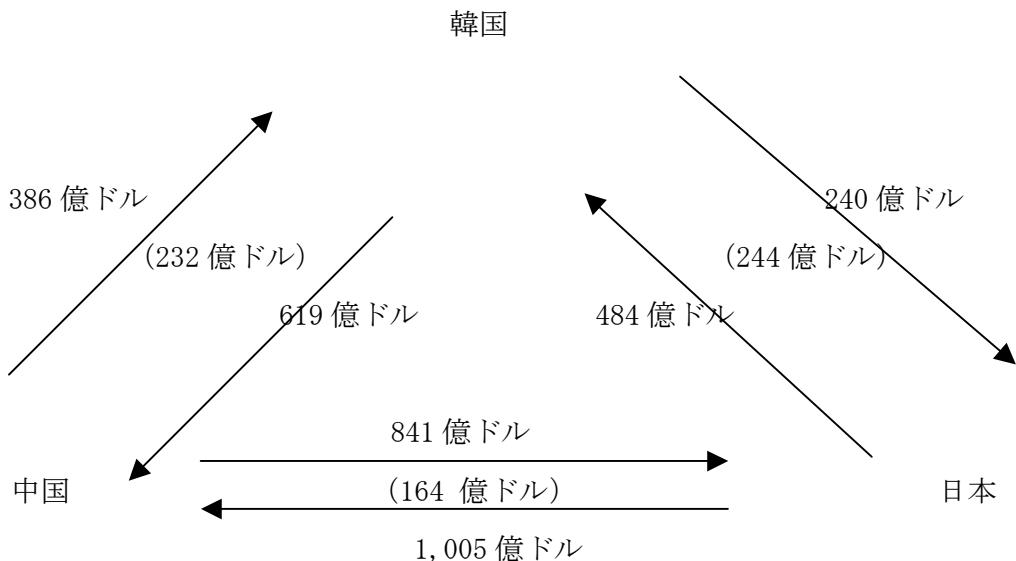
日本では、2002 年 1 月のシンガポールとの FTA 締結を始め、メキシコ、マレーシア、フィリピン、タイ、ASEAN、インドネシア、韓国、チリ、インド、オーストラリア、スイスと FTA より交渉内容がさらに拡大された EPA という概念で積極的に交渉を進められている。

韓国と日本との FTA 協議は 2003 年 12 月から始まったが、2004 年 11 月 6 回協議以後中断されている。中断されている理由は農水産分野での協商意見に大きく差があるためで、2007 年 2 月現在まで進まない状況にある。韓日 FTA 締結には経済的な側面以外も政治、歴史的な側面も影響しているのが特色と言われているが、地域主義の世界的な拡大を考えると、韓日両国間の経済協力は FTA 締結と別に今後もその重要性がさらに高くなっている。アジア地域内での貿易拡大のなか、地理的にまたは経済的に深い韓国と日本の協力体制の構築、特に企業間協力体制への構築は何より大事なことである。

1-2. 中国経済の拡大に対する韓日共同対応の必要性

2000 年以後も中国経済は低い物価上昇率のもと年間 7-9% の経済成長率を維持している。2004 年の輸出額と輸入額はともに韓国の 2 倍を上回っており、2005 年 9 月末の外貨保有高は 7,000 億ドルを上回るなど、中国経済は継続して拡大している。そのなかで 2005 年度の中国の輸出総額に対する韓国と日本の割合は各々 15.6% であり、輸入額での両国の割合は合わせて 26.8% も占めている。中国の輸出において日本は第 3 位、韓国は第 4 位の輸出先であり、輸入において日本は第 1 位、韓国は第 2 位の輸入元である。このように北東アジアで韓国、日本、中国は経済的に緊密な関係にある。

図1 韓中日三か国の貿易関係



(出所) 吳泰憲、李亨五、崔創喜「未来志向的韓日企業間協力方向と対応戦略」2006年
韓日産業技術協力財団日本研究センター p. 24。

* 注: 上記の数字で韓国に対する中国及び日本への輸出入額は韓国の貿易協会の資料を基にしており、日本に対する中国への輸出入額は中国の貿易統計資料を基にしてある。

特に貿易関係では2005年に中国は日本に対し841億ドル輸出し、1,005億ドルを輸入して164億ドルの貿易赤字になった。また中国は韓国に対して386億ドルを輸出し、619億ドルを輸入して232億ドルの貿易赤字になった。それに対し韓国は日本に対し240億ドルを輸出し、484億ドルを輸入して244億ドルの貿易赤字になり史上最高を記録した。このように中国は韓国と日本に対し232億ドルと164億ドルの貿易赤字となっている。

輸出入される品目を見ると、韓国は日本から主に部品、素材、装備を輸入し付加価値をつけ、部品、素材、装備及び完成品を生産して中国に輸出している。それに対して日本は韓国と同様に主に部品、素材、装備を中国に輸出している。このように中国は韓国と日本から部品、素材、装備などを輸入し完成品を生産、韓国と日本を含む世界市場に輸出している。

例えば、ぬいぐるみを生産する中国の企業の場合、日本から原糸を輸入して織物の

材料として使われる反物を生産した韓国の企業から材料を輸入し、ぬいぐるみを生産してアメリカなどの世界市場に販売している。

現在、中国は韓国と日本から部品、素材、装備などを輸入して完成品を製造する構造であるが、今後中国が部品、素材、装備分野で技術力が向上し競争力を持つと中国に対する韓国と日本の貿易規模の縮小は余儀なくされるだろう。それより中国のアジアを含む世界市場でのシェアがさらに拡大されると、韓国と日本は中国市場以外に世界市場でのシェアが縮小される可能性もある。

韓国と日本は中国の競争力強化による世界市場拡大に対して、両国が相互協力し製造基盤をさらに強化する必要性がある。

1-3. 相互利益 (Win-Win) のための韓日企業間の戦略的な提携の必要性

韓日 FTA 締結は経済的な問題以外にも政治、歴史的な問題などが重なっており結果がでるまで難問が多いと思うが、締結されると規模的に魅力のある市場になるだろう。まず人口の面では、2004 年基準で日本が 1 億 2,700 万人、韓国が 4,800 万人であり、市場が統合すると 1 億 7,500 万人となる。GDP の面からは 2004 年基準で日本が 4 兆 3,290 億ドル、韓国が 7,220 億ドルであり、合計 5 兆 510 億ドルとなる。今後人口の増加は期待できないが、韓国と日本の GDP が成長するので GDP の側面から市場規模はさらに拡大されると予想される。市場規模の拡大とともに韓日企業間協力もその魅力を高めるだろう。

1-3-1. 魅力的な新製品のテスト市場として

市場規模的な魅力以外に、韓日企業間協力のもう一つの魅力は韓国と日本は新製品のテスト市場としてもとても魅力がある市場である。まず、韓国はインターネットのインフラストラクチャーにおいては世界最高の水準であり、IT 製品のテスト市場として高い魅力をもっている。

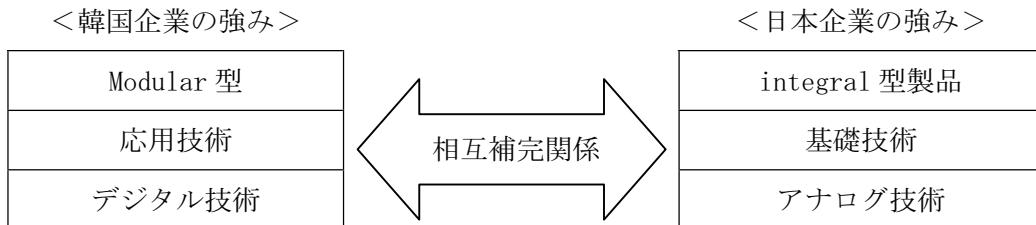
韓国に対し日本は生活用品において消費者の選択が厳しい市場であり、企業側から考えると日本の消費者ニーズに対応することが出来れば、世界どこの市場でもその競争力を持つことができる。従って、両国の企業が自国の市場だけではなく、相手の国の市場に進出し競争力を確保できれば、結果的に世界市場での競争力を確保することになる。

1-3-2. 韓日企業の強みと相互補完性

また、韓国と日本の企業が持っている能力の側面からみると、両国企業は相互補完性をもっている。東京大学の新宅教授は、製品を architecture の側面から integral 型製品と modular 型製品に分類し、日本企業は integral 型の製品に長所を持っており、韓国企業は modular 型の製品に長所を持っていると分析した。簡単に説明すると、Modular 型の製品は構成要素間に機能的な相互依存関係がなくでも製品生産に問題がないが、integral 型の製品は構成要素間の機能的な相互依存関係が高度で複雑なものと定義している。

さらに、技術を基礎技術と応用技術に、またアナログ技術とデジタル技術に分類した場合、韓国に比べ日本の企業は基礎技術とアナログ技術に強く、韓国は相対的に応用技術とデジタル技術に強いと言われている。技術的な側面から両国の強さを分類することは主観的であり個別企業によって技術力にも大きさ差もあり今後その構造も変わるかもしれないが、今の時点では韓国と日本企業の能力の差がないことは疑う余地がないだろう。従って、各国の技術の強みを相互補完して両国の企業が活用される環境を作ればアジア市場でまたは世界市場で中国を相手に十分競争力を持つだろう。

図 2 韓日企業の補完関係



1-3-3. 韓日企業の戦略的提携に向けて

以上の韓国と日本の企業間協力の必要性をもとに、どのように協力をするのが効率かつ効果的であるのか。両国企業の将来の発展に向けて戦略的に提携する必要がある。戦略的提携とは競争関係にある企業が一部の事業または機能別の活動で競争企業と協力関係を結ぶことであり、最近その重要性が段々高くなっている。ここで言う戦略的提携というのは合弁投資と機能別提携を含めている。

しかしながら、なぜ韓日企業間に戦略的な提携が必要となるのか。韓国と日本の企業間戦略提携は 1980 年代から活発になり、1990 年代以後は急激に増加した。表 1 で分かるように韓日企業間の戦略的提携の分野は、資本力と高度の技術が求められる、例えば技術力の変化が早い情報通信、生命工学、新素材、自動車、航空分野で多く見られる。戦略的提

携の目的は産業技術の標準化、迅速な製品開発などを主な目的としているのが分かる。

韓日両国企業間の戦略的提携の必要性は以下のようない理由がある。

一番目は、韓日企業の両国市場への進出の容易性である。前述したように韓日両国市場は規模の面で魅力的であり、韓国企業が日本に市場進出する際、日本企業との戦略的提携によって効果的な市場進出ができる。日本企業が韓国市場に進出する場合も同様である。

二番目は資源の共有による投資リスクの減少である。資本及び技術集約的な産業に投資する企業の場合、その費用が膨大な金額になる場合が多く、失敗した場合のリスクも高い。それに比べ戦略的提携によるとその投資リスクをある程度減少できる。例えば三星電子とソニーの戦略的提携がその例と言える。

三番目は迅速な市場への参加である。技術の変化が早い先端産業においては、どのぐらい迅速に製品を市場に投入するかが絶対必要である。光ディスク産業の日立と LG 電子との戦略的提携（HLDs）がその代表的な例である。

四番目は産業規格化の獲得である。以前ソニーが VCR 産業から Beta 方式を技術規格化を獲得しようとしたが失敗し、松下の VHS 方式に負けた事例があったように、産業規格化の確立は消費者及び企業においてかなり重要である。韓日企業が戦略的提携により規格化獲得を目指せば経営資源の無駄遣いを減らし新市場進出に効果的な対応ができる。

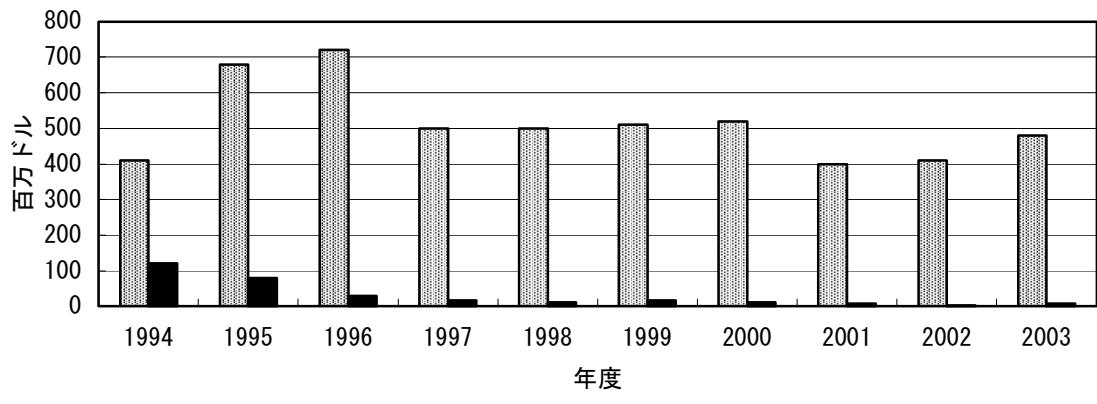
2. 韓日企業間交流の動向と問題点

2-1. 韓日技術交流の動向

日本は韓国に対する技術導入件数において最大の相手国である。技術使用料支給額ではアメリカが 1 位であるが、2003 年まで韓国全体の技術導入件数と金額で日本から導入した技術件数は 45.6%、技術導入金額は 23.5% を占めている。

さらに、韓国は日本から導入する技術の件数は減少傾向を見せており、一件当たり技術料支給額は高くなっている。これは一件あたりの技術料が高い高度な技術導入が多くなっているからである。

図3 日本から韓国への技術導入推移



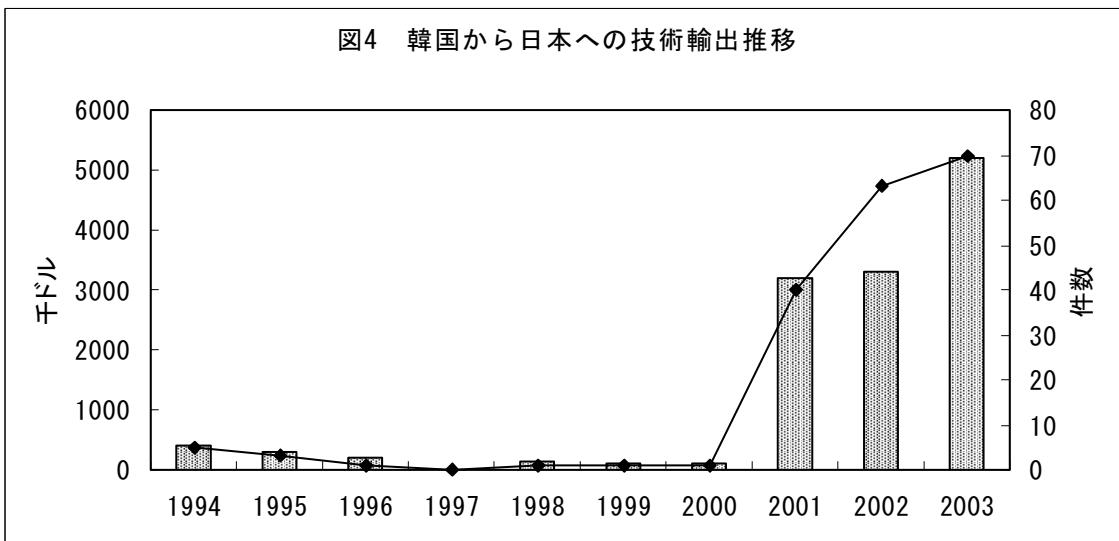
(出所) 韓国産業技術振興協会、産業技術主要統計搖籃、2004

最近の日本に対する韓国の技術導入の特徴として、日本企業との水平的な技術提携の事例が増加している。それは1990年代半ばまでは日本から一方的な技術移転が多かったが、最近は韓国企業の技術水準が高くなっていることに起因する。水平的な技術提携の例としては三星とソニー、LGと日立、三星と東芝などの技術提携がある。日本企業から韓国企業が主に導入する技術は電気、機械、化学、自動車、鉄鋼など韓国の主力産業分野を中心に活発に行っている。さらに、韓国政府は韓日科学技術協力協定に基づいて、公的研究機関との人的交流または共同研究などを積極的に推進している。しかし、現在韓日企業間提携を積極的に行っているのは中小企業間より大手企業間の例が多い。なぜなら、韓国の大手企業は日本企業との協力ができるほど技術力を持っているが韓国の中小企業はまだ日本中小企業なみの技術力をもっていないので日本企業側から見ると協力へのメリットが少ないとある。

しかしながら、日本の2004年技術輸出相手国の割合を見ると、その半分が北米に集中しており、30%程度がアジアへとなっている。アジアへの技術輸出の中で一番大きな割合を占めているのが中国であり、次がタイと台湾の順となっている。韓国への技術輸出は全体の2.5%にすぎない。結局、韓国側から見ると導入技術の相当の部分を日本に依存しておるが、日本側から見ると韓国は主要技術輸出国に入っていない。

一方 図4から分かるように韓国から日本への技術輸出推移は1990年代までほとんどなかったが、2001年から技術導入の件数と金額ともに増加した。特に、情報通信分野での著しい技術発展により件数と金額の増加に大きく寄与した。しかし、一件当たりの輸出金額

はまだ日本よりかなり少ない。



(出所) 韓国産業技術振興協会、産業技術重要統計摇籃、2004

2-2. 韓日直接投資の動向

韓国から日本への技術輸出が増加する反面、日本企業の韓国に対する投資は 1990 年代から急増しているものの、持続的な増加が見られず毎年その幅は大きく不安定である。これは新規投資が新たな投資を起すといった循環構造になっていないからである。

また、期間ごとの日本の対韓国投資の要因は以下のとおりである。大凡 1966 年から 1985 年までの期間は、韓国が輸出促進を目的に輸出自由地域を設立させるなど、韓国政府が政策的に外資を導入するための政策をとってきた。1986 年から 1998 年までは 1980 年代半ばにプラザ合議以降の円高により韓国への投資も増加した。1999 年から 2005 年までは一件当たりの投資金額が増加することによって年間投資規模は毎年差が大きくなっている。

特に最近日本企業の直接投資の特徴は、北米には市場指向型の投資を、アジア地域には費用節約的な投資を行っている。2004 年 11 月現在全世界各国への日本企業の現地法人の数を見ると、全体で 2 万 563 社の約 37% である 7 千 5 百社が中国とアメリカに集中的に進出している。それに対し日本と一番近い国である韓国には 634 社が進出している。少ない原因はやはり韓国の不安定な経営環境、特に労使問題である。これらの状況が結局韓国対日貿易赤字を増加させているわけである。

日本企業の韓国への直接投資を誘発するためには韓国国内投資環境の改善も必要であるが、それより韓国企業の日本への投資を積極的に進めるのも一つの方法となるだろう。

表2からわかるように韓国企業の対日本投資は今まで1億ドルも満たなかつたが、2004年には約3億ドルまで上がつた。今後はIT分野を中心とした韓国企業の技術競争力をもとに日本市場への進出を前向きに考えるべきである。特に最近の韓流ブームの影響により、産業・分野によっては、韓国企業が日本市場へより進出しやすくなっている。

表2 韓日両国の直接投資額推移

年度	韓国企業の対日投資			日本企業の対韓投資		
	投資件数	投資金額 (百万USドル)	増加率 (%)	投資件数 (件)	投資金額 (百万USドル)	増加率 (%)
2000	130	93	89.8	615	2,451	40.1
2001	117	88	-6.0	593	776	-68.3
2002	80	82	-7.0	474	1,404	80.8
2003	62	52	-36.9	494	540	-61.5
2004	108	289	460.4	553	2,258	318.2
2005	134	176	-39.0	612	1,879	-16.8

(出所) 韓国輸出銀行、「国家別海外投資現状」(韓国企業の対日投資:投資基準)

韓国産業資源部、「外国人直接投資」(日本企業の対韓投資:申告基準)

3. 今後の韓日企業間協力への支援政策と推進戦略

3-1. 韓日企業間協力の基本概念

韓国と日本の協力の主体は両国の政府と企業である。しかし、実際の協力の主体は企業であり、政府は企業間協力への支援の役割を担っている。従来は韓日協力において政府の役割が重要とされていたが、今後は企業が韓日協力の主体にならなければならないという認識への転換が必要である。韓日協力において政府は両国の企業間協力が円滑に活性化されるように、制度的にまたは資金的な支援に重点を置くべきである。

韓日企業間協力に関して、政府は長期的な目で戦略的に支援する必要があり、発展計画も体系的に立てる必要がある。また、韓日企業間協力は企業規模別に考える必要がある。業種別に分けることも可能ではあるが、規模によって、特に大手企業と中小企業とは力の観点からやはり差が存在しているので必要な支援内容も違ってくるはずである。企業規模別の支援政策を考えると次の三つの戦略がある。一番目は韓日大手企業間協力を支援する

戦略、二番目は韓国大手企業と日本の中小企業、及び日本の大手企業と韓国の中小企業間の協力を支援する戦略、三番目は韓国中小企業と日本の中小企業との協力を支援する戦略である。

このような企業の規模別支援戦略ができれば、政府は企業の機能活動別に支援事業ができる。すなわち、企業の主な機能別の活動としての研究開発、生産、マーケティングなどの韓日企業間協力が考えられる。企業側からは複数の活動で協力ができるが、政府側からは企業活動別に支援するのが効果的である。企業規模別及び機能別の接近方法とともにすべての企業活動を対象とするインフラの構築が優先されるべきである。

3-2. 韓日企業間協力促進支援政策の提案

韓日両国の経済協力も時代の流れにより変化してきた。1965年韓日国交正常化以後、保障的な側面から有無償の借款による協力、1980年半ば以後は対日貿易赤字解消のための政府間の多様な分野での協力事業を行ってきた。特に2000年に入ってからは部品、素材産業への韓国政府の支援事業が拡大している。

しかし、従来の支援政策の問題点はまず、協力の概念への曖昧さである。経済協力及び産業技術協力は企業が中心となるべきで、政府はこの企業間協力を強化させるような政策支援を模索するべきである。次は企業の需要を反映していない支援政策である。韓国企業が望む日本との協力形態は対日輸出である。韓日産業技術協力財団の調査では、韓日間貿易投資産業技術協力のニーズは、調査対象企業の80%が協力形態として輸出と答えた。

最後は相互利益になる協力促進である。韓日企業間に真の協力をを行うためには両国企業がともに利益が得られることが必要である。従って、韓日企業間協力の成功事例を多く調査し周知する必要がある。

以上のこと踏まえ、韓国政府は韓日企業間協力を活性化させるために、次の三つの新たな方向性を持って推進する必要がある。

一番目は、韓日企業間協力の必要性に合う理想的なビジョンの提示である。これは今まで数十年間韓国中心の一方的な協力から両国間協力への模索である。すなわち、両国企業もとに利益になる協力ができるためには両国の支援が何より重要である。

二番目は、韓日企業間協力の目標を明確にすることである。企業間協力を中小企業と大手企業に分けて、各企業間協力の可能性を模索するための具体的な課題を提示する必要がある。

三番目は、具体的な推進事業の設定である。企業の規模別及び協力分野別に課題を模索しながら、その解決のための推進事業を具体的に設定する必要がある。

この三つの方向性のもとで韓日企業間協力を促進させるために新たに以下のような支援政策を提案する。

提案 1：韓日大手企業間の共同研究開発の活性化

これは国の研究開発プロジェクトで技術標準と関連することを、日本の関連機関とあらかじめ協議し、両国が標準化し、資源をより効果的に使うことができる。

提案 2：韓日大手企業と生産提携の誘導

産業が成熟すると過剰設備ができるが、これらによる弊害を少なくするために政府レベルでの構造調整が必要となる。その際、両国の企業の状況が考慮されるよう政府レベルでの例えば韓日産業構造調整協力委員会などを設置し、両国企業の生産提携に寄与する。また、韓国企業が部品素材型の日本企業と共同投資で韓国に合弁会社を設立する場合における規制緩和及び各種税制面での減免などを行うことによって韓日企業の共同投資はさらに活性化される。

提案 3：韓日大手企業の共同海外進出活性化

韓日企業が中国など開発途上国に進出する場合、知的財産権など法的又は制度的な被害を受けることが多い。従って、これらの国に対する知的財産権強化を両国政府が共同で対応することで両国企業の共同海外進出もさらに活性化される。

提案 4：大手企業と中小企業間の共同研究開発活性化

韓国の中小企業と日本の大手企業、または韓国の大手企業と日本の中企業が新製品開発のための共同研究を行う際、政府の積極的な支援政策が必要である。

提案 5：韓国部品素材型中小企業の日本企業との連携支援

まず、部品素材型の韓国中小企業に関するデータベースを日本語で構築し、日本の関連協会などで提供することで韓国中小企業が日本企業とビジネス機会を拡大させる。また、韓国の中小企業が日本の部品素材展示会に韓日産業技術財団など政府傘下の機関を通じて参加させ、参加費の一部を支援する。さらに、韓国政府は部品素材分野の中小企業の中で日本企業との取引を希望する企業は日本での投資誘致会の開催を支援する。

提案 6：流通大手と中小企業の連結

韓国及び日本の中小企業の製品を相手国及び企業に紹介できる展示会を両国政府が支援する。

提案 7：韓日中小企業間共同研究開発活性

韓日両国政府が基金を集め韓国中小企業と日本の中小企業が共同で研究プロジェクトを支援する。

提案 8：韓日中小企業間生産提携の誘導

企業が財政悪化により売却対象になった中小企業を両国の企業がお互いに知ることでできるデータベースを構築し、その情報を提供することができれば、必要な企業に買収の機会を与えるとともに財政が悪化した企業が再生する機会にもなる。

例えば、日本の中小企業クラスター（例：東京の大田区、大阪の東大阪）にある企業を対象にM&A 基金を集め、クラスター内の企業の中で優れた技術はもっているが後継者問題などで経営ができない企業を買収する。または韓国の企業もこれらの企業に対するM&Aができるようにする。

さらに、韓日両国の業界団体同士の交流を通じて、両国業界団体の傘下企業間の相互協力もできる政府の支援が必要である。

提案 9：韓日中小企業共同の海外進出支援

中国進出に関心がある韓日中小企業を対象にフォーラムなどを開催し、企業間交流の活性化から共同海外進出の機会を与える。

提案 10：人的交流の活性化

熟練の日本技術者が退職後韓国の企業で技術指導が円滑にできるような人材バンクを構築する。これには日本の関連技術者を分野別に区分したデータベースを構築し関心のある韓国中小企業が検索できるサイトを作る。また、韓国の有能な IT 人材の日本進出を円滑に行うシステムを作り、彼らが求める日本企業を検索できるサイトを作る。

韓国留学生を拡大させ日本の技術と経営などの学習機会を多く与えることで、将来両国の架け橋の役割をする人材育成に支援を拡大させる必要がある。

提案 11：情報交流の活性化

両国間の実質的な企業間協力をさらに活性化させるためには、両国政府の支援のもとで日本には「韓国企業研究センター」また韓国には「日本企業研究センター」を設立する。これらの両センターを通じて相手国の産業技術情報または企業及び産業動向などの情報を迅速且つ体系的に収集し企業に提供できれば、両国企業間協力もさらに効果的に進められる。また次世代新産業を始め製造業などでも両国間の規格の差があり、取引に大きな問題となっている。したがって、次世代通信とディジタルなどで韓国と日本が主導する分野で

の技術を中心に韓日技術規格機構を設置する。

4. 結論

韓国と日本の企業をめぐる経営環境は早いスピードで変化している。しかし、これらの変化に迅速な対応が必要であるが、ただ対応だけでは競争での勝ち組になれないだろう。世界的な競争の中で生き残るために効果的で効率的な戦略で対応しなければならないと思う。すなわち、韓国と日本の企業は相互類似的な分野と競争となる分野が多いと思うが、地理的に近いし、文化的または経済的に共通点も多いのでそれをうまく活かせば相互利益を高めることができる。

特に、中国の成長と地域主義の拡大で、国家間の競争は激しくなりつつある一つの国で競争で勝ち抜くことが難しい場合には、協力できる国々が共同で競争力を高めるなど周辺の環境をよく利用する必要がある。その意味で韓国と日本は、企業同士が相互協力して国際競争力を高めるのに適切な国である。

協力の中心も今までの政府間から企業間へと概念を転換する必要もある。そして両国の企業がお互いに自社の優位要素を相手に提供し、相互利益が得られるとき協力は円滑になる。したがって、韓国は今まで日本から一方的に貰う立場の側から技術水準の向上により日本に一定の分野においては交流できるレベルまでできている。だから企業レベルで協力が十分可能になっている。

最後に論じたように、企業間協力を活性化させるためには、両国政府は韓日企業間協力を促進させるために長期的な戦略を設定し、その戦略に沿って次代に企業間協力を支援する必要がある。そのためには国レベルでの両国間企業支援促進戦略と一緒に研究して、持続的に支援体制を構築すべきである。

第5章

仁川広域市と富山県の経済交流可能性について

1. 仁川広域市の産業集積

1-1. 仁川広域市の主要製造業

表1は、仁川広域市の主要製造業の内訳を表したものである。仁川市全体の製造業者のうち「組立金属製品製造業」と「その他機械及び装備製造業」関連の業者数が全体の42%を占め、出荷額で実に24.8%を占めている。また、表には示していないが、製造業者全体の59.4%が工業団地内に入居している点が仁川広域市内の企業立地の特徴である。

表1 仁川広域市の主要製造業の統計

業種別	事業体数 (個)	月平均従事者数 (名)	給与額 (百万ウォン)	出荷額 (百万ウォン)
飲・食料品製造業	267	6,895	165,380	3,435,141
たばこ製造業	1	N. A.	N. A.	N. A.
繊維製品製造業；縫製衣服除く	178	3,054	55,649	369,832
縫製衣服及び毛皮製品製造業	182	3,738	49,473	195,922
革、かばん及び靴製造業	58	835	15,813	283,637
木材及び木製品製造業	440	7,880	181,860	1,650,346
パルプ、紙及び紙製品製造業	159	2,181	40,747	321,912
出版、印刷及び記録媒体複製業	103	1,492	27,392	120,853
コークス、石油精製品及び核燃料	8	499	23,297	3,602,197
化合物及び化学製品製造業	274	7,345	182,362	2,005,230
ゴム及びプラスチック製品製造業	712	15,345	294,251	2,326,406
非金属鉱物製品製造業	183	3,821	87,545	889,835
第1次金属産業	379	11,955	349,063	6,976,784
組立金属製品製造業	2,086	29,162	554,023	3,682,494
その他機械及び装備製造業	1,864	38,644	873,682	7,865,052
コンピュータ及び事務用機器製造業	71	1,721	37,469	377,139
その他電気機械及び電気変換装置	587	10,768	199,710	1,962,387
電子部品、映像、音響及び通信装備	729	19,767	403,154	2,717,645
医療、精密、光学機器及び時計	195	3,459	71,148	430,285
自動車及びトレーラー製造業	315	18,399	546,320	5,504,858
その他運送装備製造業	30	545	10,937	79,157

家具及びその他製品製造業	612	10,667	205,009	1,494,760
再生用加工原料生産業	32	732	16,242	292,551
総計	9,465	198,962	4,391,287	46,588,002

1-2. 仁川広域市内の産業団地

仁川広域市内には8つの産業団地がある。青蘿第1地区地方産業団地は現在造成中であるが、ほとんどの工業団地も分譲が完了し、約5,620事業者が事業活動を行っている。

表2 仁川広域市内の工業団地一覧

区分	面積(千m ²)		入居業者現況			
	分譲面積	未分譲面積	業者数 (個)	雇用人員 (名)	生産 (億ウォン)	輸出 (百万ドル)
①南洞国家産業団地	6,190	分譲完了	4,168	64,648	68,351	1,166
②韓国輸出産業(富平、朱安)国家産業団地	1,495	分譲完了	763	17,359	25,747	749
③松島知識情報産業団地	532	995	38	1,146	-	-
④仁川機械地方産業団地	291	分譲完了	118	2,020	229	14
⑤仁川西部地方産業団地	792	分譲完了	301	4,912	5,511	19
⑥江華河帖地方産業団地	45	-	16	173	122	1
⑦仁川地方産業団地	1,001	分譲完了	216	4,404	12,761	297
⑧青蘿第1地区地方産業団地	造成中	134	-	-	-	-

※ 各産業団地の詳細一覧は参考資料(55ページ)を参照

図1 仁川広域市の工団の現況



(参考：地図中の韓国語表記 日本語対照表)

原文	文
강화화점지방산업단지	
강화도	
인천국제공항고속도로	
인천국제공항	
영종도	
인천서부지방산업단지	
청라제 1 지구지방산업단지	

서구	西区
서울	ソウル
제 1 경인고속도로	第 1 京仁高速道路
계양구	桂陽区
한국수출산업국가산업단지(부평)	韓国輸出産業国家産業団地(富平)
부평구	富平区
인천기계지방산업단지	仁川機械地方産業団地
경인선	京仁線
동구	東区
인천지방산업단지	仁川地方産業団地
동구	東区
인천항	仁川港
중구	中区
남항	南港
남구	南区
한국수출산업국가산업단지(주안)	韓国輸出産業国家産業団地(朱安)
남동구	南洞区
제 2 경인고속도로	第 2 京仁高速道路
안양	安養
서해안고속도로	西海岸高速道路
송도지식정보산업단지	松島知識情報産業団地
남동국가산업단지	南洞国家産業団地
연수구	延寿区

2. 仁川広域市の外資誘致制度及び支援政策の紹介

2-1. 投資ガイド

→IFEZ（仁川経済自由区域）内の投資及び事業参加の条件

- ▶ 外国人及び外国企業、国際経済団体等は、経済自由区域で自由に企業活動が可能です。
- ▶ 事業の施行は、仁川経済自由区域庁より事業施行者の指定を受け、外国人の個人資格または法人及び財団等の資格によって可能となります。
- ▶ IFEZで事業施行者として指定を受けるためには、下記の事項を満たさなくてはなりません。

区分	製造業	開発産業
資格	<ul style="list-style-type: none">- 工場新設投資- 株式、持分取得、長期借款方式による投資- 外国人投資企業の単独投資または国内企業とのジョイントベンチャー	<ul style="list-style-type: none">- 外国人投資の誘致能力- 財務の健全性及び所要資金の調達能力- 類似開発事業の施行経験- 開発事業を円滑に行うために財政経済部長官が必要であると認めて告示する事項 <p>*経済自由区域指定及び運営に関する法律施行令第4条の2</p>
優待分野	<ul style="list-style-type: none">- IT、BT等の先端産業- R&D、技術導入/移転事業- アジア地域本部設置等	<ul style="list-style-type: none">- 物流施設- 観光/レジャー事業- 金融、国際ビジネス関連事業- 外国人学校、病院施設等、外国人生活環境の支援事業
立地地域	<ul style="list-style-type: none">- IFEZに造成される各種産業団地に入居	<ul style="list-style-type: none">- IFEZ内の開発事業対象地

→外国人の投資方式

- ▶ 外国人投資家は、直接投資方式により単独投資及びジョイントベンチャー(新株及び旧株取得)が可能で、法律により投資及び企業活動が保護されます。
- ▶ 直接投資は、外国人投資促進法と経済自由区域指定及び運営に関する法律により工場新設直接投資、開発事業の施行、持分投資の資本再導入等、様々な形で行うことができます。
- ▶ 国内業者とのジョイントベンチャーを推進することができます。

→投資家の参加方法

区分	参加方法	備考
事業施行者	- 単独投資及びジョイントベンチャーによる事業施行 ※製造業部門は、直接工場新設投資を意味する	主要投資者及びマスター開発事業者
共同施行者	- 共同施行協約の締結等、内部合意による事業参加 - 共同出資等による共同施行	共同投資者及び共同開発事業者 - 国内業者参加可能
持分投資	SPC の新株発行及び旧株取得による投資 - 各種 M&A 戰略提携等 - 機関投資家 SPC に対する資金調達と直接出資	- 国内業者参加可能 - 公企業/公共機関は、SPC に 20%以内の持分参加が可能
長期借款投資	- SPC に対する 5 年以上の長期借款方式による投資 - 上記条件の Equipment Financing 導入等	借主(Borrower)は直接投資家、投資家の親企業及び関係者
資本再出資	- 装備、装置類、原・副資材の導入及び出資	事業計画による Capital Goods の導入
運営事業者	- SPC 管理運営事業者または個別施設に対する運営事業者として参加	SPC と協議し事業参加の範囲決定
Tenant	- 開発された施設の入店者及び直接使用者として参加 - SPC と協議して持分賃貸人として参加歓迎	詳細内容は SPC と協議
技術移転	- 技術導入、提供、移転に対する価値評価及び直接出資	SPC 協議
研究法人及び財団	- R&D 施設、病院、学校等	国内の関連機関と共同設立が可能

2-2. 具体的な投資手続き

→事業準備段階

手続	主要内容	IFEZ 支援事項
投資意向表明	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資提案書(事業計画書)提出 ▶ 投資意向書(LOI)提出 ▶ 実行能力証憑資料提出 <ul style="list-style-type: none"> - 投資家及びコンソーシアム参加業者の Business Information Memorandum (会社現況、実績、財務状態、組織、内部協約書等) - 財源調達計画及び金融機関が発行した証憑資料等 	<ul style="list-style-type: none"> - Feasibility Study の実施支援 * Site Survey 等の物理的環境、投資環境調査の案内 * Risk Factor についての資料提供 (Country、Market、Business Approval、Management 等に対する危険要素) - 事業関連の各種情報を提供
投資提案書提出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業の目標/背景 ▶ 開発計画(コンセプト設定、導入施設、開発戦略、建築計画/図面) ▶ 財源調達及び投入計画 <ul style="list-style-type: none"> - 自己資本、他人資本 ▶ 事業施行方案及び構造 ▶ 事業性の分析結果、波及効果 ▶ Project Management <ul style="list-style-type: none"> - 事業工程管理計画 - Risk Management - 否定的効果の低減方案 ▶ 資金回収、償還計画 ▶ 管理/運営方案 <ul style="list-style-type: none"> - 敷地/施設の管理/処分、販売 - Brand 及び Tenant 誘致等 	<ul style="list-style-type: none"> - 投資提案書の作成要領を案内 - 希望する場合、国内パートナーを紹介 (施工/施工、法務/会計/コンサルティング/金融機関等) - 該当事業の技術的な資料の提供 - インセンティブ及び行政サービス等、支援事項の案内
投資提案書審議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資提案書の妥当性の分析及び適正性の審議 ▶ 投資家の実行能力の検証 ▶ 実行能力があると判断された場合、優先交渉対象者に指定 	<ul style="list-style-type: none"> - 事業計画の妥当性、実現性、安定性を評価 - 事業施行方法の適正性を検討 - 信用照会を実施 - コンソーシアム参加業者の意思及び資金調達可能性を確認
Negotiation	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 協議による交渉アジェンダ設定 ▶ 交渉推進 ▶ 投資に関する原則合意(MOU or 實施協約基本合意) 	<ul style="list-style-type: none"> - 予測可能な Negotiation Agenda の設定で、期間短縮及び行政費用の最少化方案を講じる
事業施行者指定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資の先行手続の履行 <ul style="list-style-type: none"> - 施行組織の構成完了等 ▶ 事業施行者の指定 <ul style="list-style-type: none"> - 外国企業またはコンソーシアム ▶ 投資手続履行 <ul style="list-style-type: none"> - 投資申告 - 初期資金導入 - 資本金納入 - SPC 設立または支社設置 - 外国投資企業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> - 投資手続の支援及び業務代行 - SPC 設立に関する案内 - 法務、会計/税務に関する諮詢 - 外資導入及び投資目的物の導入に関する事項を案内
土地契約	<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFEZ の土地鑑定評価 ▶ 土地契約及び契約金納付 ▶ 残金納付後に所有権登記を移転 	<ul style="list-style-type: none"> - 国公有財産の売却及び貸付の随意契約 - 買入時に長期納付方案を受容 - 貸貸の場合、貸付料を減免 - 土地取得関連の税制減免 (主に地方課税)

→事業実行段階

手続	主要内容	IFEZ 支援事項
事業の許認可の取得	▶ 環境影響評価の実施 ▶ 実施計画の承認 ▶ 設計及び建築審議許認可の取得	- 許認可事項の擬制処理 - IFEZ の一括支援サービス - 事業別の専門担当支援体制の運営 (Project Manager 指定) - Foreign Investment Zone の指定
開発着工	▶ 工場設立に着手 ▶ 敷地造成(土木工事)着手	- 敷地及び施設に対する竣工検査前に使用を承認 - SOC 施設支援(基盤施設への入れ等インフラ施設の優先支援)

2-3. インセンティブ及び支援政策

2-3-1. 租税関連

→外国人投資企業に対する租税減免

対象	税金種類		減免期間/減免率	減免要件(投資金額等)
産業支援サービス業 及び 高度技術随伴事業	国税	関税、特別消費税、 付加価値税	3年間 100%	法人税、所得税減免事業に 直接使用される輸入資本財
		法人税、所得税	5年間 100%、 以後 2年 50% (事業譲受 3年間 50%、 2年間 30%)	投資金額の制限なし
	地方税	取得税、登録税、 財産税	10年間 100%、 以後 3年 50% (事業譲受 7年間 50%、 3年間 30%)	
外国人投資地域 入居企業	国税	関税、特別消費税、 付加価値税	3年間 100%	法人税、所得税減免事業に 直接使用される輸入資本財
		法人税、所得税	5年間 100%、 以後 2年 50%	製造業：3千万ドル以上 観光業：2千万ドル以上
	地方税	取得税、登録税、 財産税	10年間 100%、 以後 3年 50%	物流業/SOC事業：1千万ドル以上 研究施設：5百万ドル以上 (修士研究員 10名以上)
経済自由区域 入居企業	国税	関税、特別消費税、 付加価値税	3年間 100%	法人税、所得税減免事業に 直接使用される輸入資本財
		法人税、所得税	3年間 100%、 以後 2年 50%	製造業：1千万ドル以上 観光業：1千万ドル以上
	地方税	取得税、登録税	15年間 100%	物流業：5百万ドル以上
		財産税	10年間 100%、 以後 3年 50%	医療機関：5百万ドル以上
経済自由区域 開発事業施行者 (ターンキーベース 方式開発者)	国税	関税、特別消費税、 付加価値税	3年間 100%	3千万ドル以上または 外国人投資比率50%以上で 総開発事業費が5億ドル以上
		法人税、所得税	3年間 100%、 以後 2年 50%	
	地方税	取得税、登録税	15年間 100%	製造業：1千万ドル以上 物流業：5百万ドル以上
		財産税	10年間 100%、 以後 3年 50%	
自由貿易地域 (仁川国際空港 自由貿易地域)	国税	関税、特別消費税、 付加価値税	3年間 100%	法人税、所得税 減免事業に 直接使用される輸入資本財
		法人税、所得税	3年間 100%、 以後 2年 50%	製造業：1千万ドル以上 物流業：5百万ドル以上
	地方税	取得税、登録税	15年間 100%	
		財産税	10年間 100%、 以後 3年 50%	

→外国人労働者の勤労所得に対する課税特例

対象	課税特例	減免税目	減免要件(投資金額等)
外国人労働者の勤労所得に対する負担税額を原則とするが申請により適用可能	外国人労働者に対する非課税(租特法第18条の2第1項)	勤労所得の100分の30が非課税	外国人役員または使用人(日雇労働者除く) 算出税額=[勤労所得-(勤労所得×30%)-非課税給与-各種所得控除]×基本税率(8~35%)
	外国人労働者に対する納付税額計算の特例(租特法第18条の2第2項)	単一税率適用申請により勤労所得の17%を分離課税	算出税額=勤労所得×17% - 所得税法及び租特法による税額減免及び税額控除適用排除 - 非課税勤労所得含む

→外国人投資家の配当所得に対する租税支援

対象	減免税目	減免内容
1. 産業支援サービス業及び高度技術随伴事業 2. 産業支援サービス業及び高度技術随伴事業(事業譲受方式による投資) 3. 個別指定の外国人投資地域入居の外国人投資企業が営業する事業 4. 経済自由区域入居の外国人投資企業が営業する事業 5. 経済自由区域開発事業施行者である外国人投資企業が営業する事業 6. 自由貿易地域入居企業体の事業(仁川国際空港自由貿易地域)	国税 配当所得に対する法人税、所得税	▶ 外国人投資企業の法人税、所得税、減免対象となる事業を営業することにより発生した所得の比率により減免 ▶ 配当所得に対する法人税、所得税の減免期間及び減免比率は、該当投資企業の減免期間及び減免比率と同一

→技術導入に関する支援

区分	主要内容
技術導入対価に対する租税免除	- 免税対象品目：内国人が外国より高度技術随伴事業を導入する場合、技術提供者が受ける技術導入対価(Royalty)に対する法人税または所得税を免除
関税減免	- 免税対象品目：法人税または所得税が減免される事業に直接使用される資本財であって、新しく発行する株式等の取得による投資申告により導入される場合に限る。 - 免税対象税目：関税、特別消費税及び付加価値税

→外国人の所得に対する課税及び非課税

対象		減免期間/減免率 または特例	減免税目	備考
租税特例制限法上の 課税特例(第18条)	特定外国人技術者	最初の勤労提供 日より(2006.12. 31以前に限る)よ り5年間免除	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人技術者の範囲(租税特例 制限法施行令第16条) ▶ 免除対象所得 <ul style="list-style-type: none"> - 勤労所得(甲、乙) - 剰余処分による賞与 - 法人税法による処分された 認定賞与 - 退職所得は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 減免対象期間が経過し た後に決議された賞与 は、減免対象所得から 除く
	外国人投資促進法 規定の技術導入契 約による外国人技 術者	技術導入契約に 関する申告済証 の交付日より5 年間免除	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 免除対象所得 <ul style="list-style-type: none"> - 勤労所得(甲、乙) - 剰余処分による賞与 - 法人税法による処分された 認定賞与 - 退職所得は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 技術導入対価に対して 所得税及び法人税が免 除される場合に限る
租税条約上課税特例		非課税	<ul style="list-style-type: none"> - 外国人教授または外国政府職 員 - 勤労所得 	<ul style="list-style-type: none"> - 大部分の租税条約で非 課税にすることになっ ている
所得税法上の課税特 例(第13条)	所得税の減免	税額減免	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府間の協約による派遣外 国人の勤労所得 ▶ 非居住者等が、船舶と航空機の 外国航空事業で得る事業所得 (相互主義) 	相互主義
	勤労所得の非課税	非課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国政府または国際機関に勤 務する者 ▶ 大韓民国の国民でない者 ▶ その職務遂行の対価 	<p>減免税額 = 総合所得課 税標準 × 既存税率 × (税 額減免対象所得 / 総合所 得金額) * 総合所得課税標準 = 総合所得金額 - 総合所得 控除</p>

2-3-2. 行政経営支援関連

→資金支援

- ▶ 現金支援制度(Cash Grant)：高度技術随伴事業等、一定基準以上の先端産業の工場、研究所または事業場の新・増設投資に対し投資金額の一定比率を現金で支援
- ▶ 外国企業に賃貸する敷地造成、土地等の賃貸料を減免
- ▶ 外国人の便宜施設設置の所要資金を支援
- ▶ 外国企業に対し国・公有財産の賃貸料を減免及び随意契約による使用、受益許可または貸付、売却の許容

→金融環境改善

- ▶ 1万ドルの範囲内で、経常取引に伴う対価を対外支給手段として直接支給を許容

→企業進入負担緩和

- ▶ 首都圏の規制緩和(工場総量制、過密負担金等)
- ▶ 外国人投資企業のみならず外国人学校・病院等の外国人投資改善施設の運営者に対し、国公有財産の賃貸及び賃貸料減免、建築費等を支援

2-3-3. 事業敷地確保の支援

→仁川市の公有財産の賃貸料及び売却代金関連インセンティブ

賃貸料、売却代金の減免対象は「外国人投資促進法」、「仁川広域市公有財産管理条例」の規定による支援事項。

→賃貸料の減免

関連法	減免及びインセンティブの内容	適用与件
外国人投資促進法第13条及び仁川広域市公有財産管理条例第19条	随意契約可能 賃貸料減免： 50%～100% 賃貸期間：50年 範囲内	<ul style="list-style-type: none">▶ 外国人投資企業または外国人投資環境改善施設<ul style="list-style-type: none">- 運営者に、国家、地方自治体、政府投資機関または地方公企業が所有する土地、工場その他の財産を、随意契約により使用、受益または貸付したり売却することができる。▶ 外国人投資環境改善施設の運営者に賃貸する場合<ul style="list-style-type: none">- 国家所有の土地：国有財産管理庁が定める(100%)- 市所有の土地：仁川広域市公有財産管理計画に反映 <p>減免基準</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 100% 減免<ul style="list-style-type: none">- 租税減免の基準に明示している財経部長官告示事業部門などで1百万ドル以上の事業- 米ドルで2千万ドル以上の事業- 1日平均雇用人員が3百名以上▶ 75% 減免<ul style="list-style-type: none">- 米ドルで1千万ドル以上2千万ドル未満の事業- 1日平均雇用人員が2百名以上3百名未満▶ 50% 減免<ul style="list-style-type: none">- 米ドルで5百万ドル以上1千万ドル未満の事業- 1日平均雇用人員が1百名以上2百名未満の事業

→売却代金減免

関連法	減免及びインセンティブの内容	適用与件
仁川広域市公有財産 管理条例第19条	売却代金の分割納付：20年以内、年4%の利子 賃貸料減免：25%～100% * 国有財産は該当なし	<ul style="list-style-type: none">▶ 外国人投資企業に造成原価で財産を売却(土地買入費と投資開発費、建築物がある場合には建築費を含む)▶ 外国人投資企業が事業の目的上、雑種財産が必要なとき(公有財産の場合) <p style="text-align: center;">減免基準</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 100% 減免<ul style="list-style-type: none">- 地方自治体が開発、造成する投資奨励地域内の財産- 投資金額が米ドルで30億ドル以上である大型事業及び同付帯施設内の財産▶ 50% 減免<ul style="list-style-type: none">- 高度技術随伴事業で米ドル5百万ドル以上- ベンチャー企業育成に関する特別措置法による企業で、米ドルで1千万ドル以上▶ 25% 減免<ul style="list-style-type: none">- ベンチャー企業育成に関する特別措置法による企業で、米ドル5百万ドル以上1千万ドル未満の事業

2-3-4. その他の支援

→国家の外国人投資に対する財政支援(外国人投資促進法第14条)

- ▶ 支援基準：外国人投資比率が30%以上または外国人が第1大株主である場合
- ▶ 支援限度
 - 新規投資：外国人投資金額(FDI)の50%範囲内
 - 増設投資：① FDI金額の50%、または②FDI+利益剰余金の25%範囲内から選択
(但し、②の場合は全体金額のうちFDIが25%以上を占めなくてはならない)
- ▶ 支援限度は次頁の表のとおり

支援対象		支援内容			
賃貸用地 支援	用地買入	外国人投資地域、外国人企業専用団地等の指定による賃貸用地提供			
	賃貸料減免 (国有財産)	減免対象	減免内容		
	* 50 年の範囲内で賃 貸期間更新可能	外国人投資地域指定業者	100% 減免		
		高度技術随伴事業 & 1 百万 ドル以 上	外国人企業専用団地	100%	
			国家産業団地	50%	
			地方産業団地	50%	
		一般製造業 & 5 百万 ドル以上	外国人企業専用団地	75%	
			国家産業団地	50%	
			地方産業団地	50%	
※ 公有財産の賃貸料減免は、地方条例にて規定					
分譲価の差額補助		国家、地方自治体、政府投資機関または民間が所有する土地等の造成 原価以下分譲時に差額補助 - 自治体ごとに条例により差等			
賃貸料の補助		国家、地方自治体、政府投資機関、民間が所有する土地を外国人投資 企業に賃貸料を減免し賃貸する場合に差額を補助			
教育訓練補助金		20 名以上の新規雇用時に、最大 6 ヶ月間 1 人当たり月 10 万ウォン～50 万ウォンまで、自治体が支給する金額を支援			
雇用補助金		20 名以上の新規雇用時に、超過 1 人当たり月 10 万ウォン～50 万ウォン まで 6 ヶ月の範囲内で、自治体が支援する金額を支援			
外国人投資地域ए造成の支援		産業団地以外の地域に位置する場合、進入道路 用水施設(100%)、廃水 終末処理施設(50%)を支援			
生活環境の改善支援		教育、医療、住宅等の支援 - 外国人投資委員会で支援の可否及び水準を決定 - 外国人学校に対する敷地買入費、施設費、運営費を支援			

→国有財産の賃貸料減免

賃貸期間	対象土地	減免率		
		100%	100%	50%
50 年 以内	外国人投資地域にある 土地 外国人企業専用団地に ある土地 国家産業団地にある土 地	外国人投資地域の業者 租税減免を受けた米ドル 1 百万 ドル以上の企業	SOC 拡充 産業構造の造成または財政 自立に寄与する事業	国家産業団地内 100 万 ドル 以上、高度技術随伴事業、 一般製造業 5 百万 ドル以 上、SOC 拡充等

2-4. 日系企業の進出状況

仁川自由経済区域には以下の日系企業が進出している。

番号	会社名	業種	電話番号
1	GM 大宇自動車技術(株)	乗用車及びその他旅客用自動車製造業	032-520-2114
2	京信工業工業(株)	その他自動車部品製造業	032-714-7100～2
3	リンナイコリア(株)	家庭用非電気式調理及び暖房器具製造業	032-570-8300
4	喜星金属(株)	その他電子部品製造業	032-578-1151
5	韓国端子工業(株)	電気回路の開閉、保護及び接続装置製造業	032-814-9981
6	CJ ライオン(株)	歯磨き、石鹼及びその他洗剤製造業	032-881-2962
7	ドンイルレナウン(株)	女性用正装製造業	032-870-3611～3
8	(株)京仁洋行	合成染料、柔軟剤及びその他着色剤製造業	032-571-7498
9	大同ハイレックス(株)	自動車車体用部品製造業	032-818-7631
10	(株)サンア・フロンテク	機械設備組立用プラスチック製品製造業	032-451-7755
11	起信精機(株)	鋳型及び金型製造業	032-815-0222～8
12	(株)韓国シャープ	その他事務、計算及び会計用機器製造業	032-510-8000
13	(株)大同システム	その他自動車部品製造業	032-813-8171
14	(株)ウジンセレックス	ゴム、化学繊維及びプラスチック成形機製造業	032-575-3500
15	ローヤルトートー(株)	金属衛生用品製造業	032-518-4646
16	(株)ソノゴン	おもちゃ製造業	032-814-4860～1
17	(株)ピースコリア	その他組立金属製品製造業	1566-5411
18	イルジン重工業(株)	変圧器製造業	032-770-2000
19	YUDO-STAR AUTOMATION(株)	産業用ロボット製造業	032-450-4500
20	韓国京セラ精工(株)	のこぎり及び互換性工具製造業	032-821-0023
21	(株)ソウル金属	その他電子部品製造業	032-562-0234
22	韓国横河エレクトロニクス・マニュファクチャリング(株)	産業処理工程制御装備製造業	032-510-3232
23	エイティ一エス(株)	エレベーター及びコンベア装置製造業	032-665-0300
24	セイルインテック(株)	その他自動車部品製造業	032-814-8301～5
25	韓国特殊インク工業(株)	印刷インク製造業	032-865-3031
26	チョンイル食品(株)	弁当及び食事用調理食品製造業	032-812-8700
27	(株)アマダコリア	工作機械卸売業	032-821-6010
28	仁亞オリエンタルモータ(株)	電動機及び発電気製造業	032-819-8721
29	フジテックコリア(株)	エレベーター及びコンベア装置製造業	032-817-7541～6
30	ベンダソングアン工業(株)	その他自動車部品製造業	032-811-8424～6
31	(株)韓国電子材料	その他非鉄金属 圧延、圧出及び延伸製品製造業	032-814-4115
32	韓国川崎マシシシステム(株)	産業用ロボット製造業	032-821-6941
33	ドンジュ産業(株)	鋳型及び金型製造業	032-814-5500
34	アルビコリア(株)	家庭用非電気式調理及び暖房器具製造業	032-583-0450
35	(株)韓国アーク	機械設備組立用プラスチック製品製造業	032-821-0756
36	ラニアールケイ精密(株)	家庭用非電気式調理及び暖房器具製造業	032-811-3651
37	韓国ニッケン(株)	動力式樹脂工具製造業	032-763-4461
38	ケリムティーエルエス(株)	一般貨物自動車運送業	032-777-3366
39	(株)ハド	その他分類されていない特殊目的用機械製造業	032-583-6321

40	韓国エスティーカ工具(株)	のこぎり及び互換性工具製造業	032-815-6766
41	(株)ケイエムアイ	ゴム、化学繊維及びプラスチック成形機製造業	032-811-9400
42	ミクニ・アール・ケイ精密(株)	家庭用非電気式調理及び暖房器具製造業	032-578-5501
43	(株)ユジン素材産業	再生用金属加工原料生産業	032-571-0278
44	パイオラックス(株)	その他自動車部品製造業	032-571-8251
45	(株)コスマモ	その他建築用プラスチック組立製品製造業	032-822-9871
46	韓国アヒマシーナー(株)	パルプ及び紙産業用機械製造業	032-573-7000
47	クムヨンヤマト製衡(株)	一般はかり製造業	032-821-3113
48	仁川跳鋼(株)	再生用金属加工原料生産業	032-763-2705
49	韓国イヤサカ機器工業(株)	物質検査・測定及び分析器具製造業	032-811-8511
50	イノテック(株)	機械装備組立用プラスチック製品製造業	032-815-0823
51	アールエスコリア(株)	タップ、バルブ及び類似装置製造業	032-584-3500
52	(株)韓国オータックス	電気回路の開閉、保護及び接続装置製造業	032-575-9479
53	韓国化学装置(株)	液体ろ過機製造業	032-579-3311
54	(株)コリアタカスキ	その他機械及び装備卸売業	032-578-8917
55	ドンヤン鋼業(株)	刃物製造業	032-511-5981~5
56	(株)コリアエクティ	機械装備組立用プラスチック製品製造業	032-819-1681
57	(株)韓国クラウン	非住居用建物賃貸業	032-867-6253
58	(株)エクスパー	手工具製造業	032-812-5331~2
59	韓国ユーテック(株)	工作機械卸売業	032-817-5122
60	韓国クンガン度量衡(株)	物質検査・測定及び分析器具製造業	032-811-4362~3
61	韓国フローセル製造(株)	物質検査・測定及び分析器具製造業	032-528-1038
62	韓国カツラ(株)	産業用非硬化ゴム製品製造業	032-564-9655
63	(株)極東ジョンソンバーンズ [®]	産業用オーブン、炉及び炉用バーナー製造業	032-561-3330
64	韓国ファンジン(株)	手動式食品加工機器及び金属厨房容器製造業	032-548-0084
65	インペックヨコオ(株)	放送受信機及びその他映像、音響機器製造業	032-810-3221
66	(株)イノプレックス	印刷回路板製造業	032-817-6552
67	韓国玉川機械(株)	金属成形機械製造業	032-446-7171
68	(株)サンビーチ観光	ホテル業	032-511-2060
69	(株)ビーシーアイ	空気調和装置製造業	032-866-4811

3. 日韓企業間のビジネスアライアンスの可能性

日韓企業間でのビジネス・アライアンスを考えるとき、部品産業は非常に大きな比重を占めている。ここでは日韓部品交易の現況と課題を基に、今後の交流の可能性や必要な政策方案について言及する。

3-1. 国内部品産業の概観

部品産業は製造業従事者の32%、生産の23%を占めるほど韓国経済で占める比重が大きい。また、対中国の貿易黒字の増加により、昨年の韓国の部品産業収支は105億ドルで、2002年以来3年連続で黒字を達成している。

3-1-1. 対日部品交易の動向

昨年の部品関連対日貿易収支は86億ドルの赤字で、全体の対日貿易赤字の35.2%に及ぶ。内訳としては、電気電子、一般機械、精密機械の部品が対日部品の赤字規模の91.6%を占める。各産業を品目別に詳細にみると、一般機械では「ポンプ及び圧縮機」、「ペアリング、ギア及び動力伝達装置」等の赤字が大きい。電気電子では「半導体及び集積回路」、「その他電子部品」の赤字が、赤字全体の半分以上を占めている。また、精密機器では「光ファイバー・光学要素」、「測定、試験、航海、その他精密機器及び部品」の赤字が、赤字全体の約97%を占めている。

3-1-2. 韓国の対日部品競争力の現況

2004年現在、アメリカ・日本等先進国(=100)に対する、韓国内部品素材産業の技術力は83.1の水準にとどまっている。また、日本との技術格差年数は平均2.2年と言われている。

3-1-3. 日韓の部品協力現況及び問題点

日本の対韓国投資は、2001年以降持続的な減少傾向であったが、昨年300%以上の急増を見せた。これはIT産業の活況により、関連する日本の部品素材企業の国内投資が大規模になされたことによるものである。

現在、韓日産業技術協力財団、Japan Desk等を通じた技術協力、投資誘致事業も活発に進行中である。Japan Deskは、2004年以降現在まで日本の有望な部品素材業者より6,000万ドルの投資誘致実績を記録した。

このような民間レベルでの日韓の部品素材技術協力推進の努力にもかかわらず、日韓相互の立場の差、一会的な協力事業の限界等、依然として問題点が存在する。韓国企業は、日本企業からの技術移転が難しい点、面倒な契約条件、閉鎖性等を日韓協力の障害として指摘している。一方で日本企業は、技術流出に対する憂慮、市場の狭さ、労使不安、情報不足等を問題点として指摘している。

3-1-4. 日韓の部品企業協力に対する具体的な方案

第一に、日韓の貿易不均衡緩和のために、貿易赤字の幅が大きい先端IT産業及び輸出好調業種を中心に産業協力を拡大することである。対日輸入の100大部品素材品目のうち、電気電子(29)、化学(27)、機械(20)、輸送機械(13)が大部分を占めている。

第二に、先端Frontier技術に対する両国企業間の技術協力を推進する必要がある。例えば、2004年末のサムスン(三星)とソニー両社間のクロスライセンス(Cross-License)特許共有契約締結はよい事例である。

第三として、両国の政府レベルでの外国人投資環境の改善努力が緊要である。

第四として、両国の部品企業を対象とした技術需要調査、及びこれを土台としたオンライン・オフラインビジネスマッチングの推進と、日本の引退技術者を韓国内に紹介する等、技術・人的交流の活性化が必要である。

第五として、部品素材品目の各種基準・規格等の相互認証及び統一が必要である。そのためには、KSとJISを統一するための試験業種及び分野を選定し、優先的に推進する方案を模索することが必要である。

第六として、日・韓FTAの円滑な締結のための両国政府間の努力を強化する必要がある。例えば日本の産官学クラスター内に韓国企業のR&Dセンターを設立し、日本の豊かな技術人材、研究設備、市場情報を活用する。或は、日本政府傘下の国策研究所に勤務する韓国人技術者の採用比率を拡大し、基礎科学技術に対する共同研究を拡大する。また、日本の保有特許・知的財産権に対する移転を協議するなどが具体的な方案である。

第七として、早期技術交流の活性化のため、日本企業M&A仲介業務等、「日韓企業間技術協力活性化のための機構」を設立する方法がある。具体的には現在日本企業の対韓国投資を主に推進しているJapan Deskの役割拡大及び、関連団体の共同参加がその具体的な方案である。

4. 仁川商工会議所の対日事業

4-1. 基本方向

仁川商工会議所では東アジア経済交流推進機構の製造業部会を中心に交流活動をしている。最近姉妹関係を締結した 富山県の新湊商工会議所とは、両商工会議所の委員間で木材、家電、建設等、各分野で活発での実質的な交流が期待されている。

4-2. 東アジア経済交流推進機構の製造業部会

製造業部会とは東アジア経済交流推進機構の実践機能を備えた部会の一つであり、その活動内容は主にビジネス基盤施設を建設し中小企業のネットワークを構築するもので、それにより产学協力を推進して産業クラスターの形成を促進することを目的としている。

これまでの事業経過は以下のとおりである。

- 1) 第1回 製造業部会
 - 日時: 2004. 11. 17
 - 場所: 北九州市 大手町ビル
 - アクションプラン: 東アジア半導体モジュール展示会
- 2) 第2回 製造業部会
 - 日時: 2005. 10. 12
 - 場所: 天津市テダルネサンスホテル
 - アクションプラン: 韓・中・日 10都市ビジネスマッチング
- 3) 第3回 製造業部会
 - 日時: 2006. 10. 17
 - 場所: 仁川市パラダイスホテル
 - アクションプラン: 韓・中・日 10都市ビジネスマッチング

4-3. 新湊商工会議所の会員業者との経済交流

新湊商工会議所と、これまで主に以下の経済交流事業を行ってきた。今後も更なる経済交流を図る予定である。

- ・ 仁川・新湊の木材・家具会社間の技術提携及び技術者の派遣
- ・ 家庭用温泉機の生産ラインの仁川移転及び韓国総販を協議
- ・ 韓国のエネルギー及び環境関連規制、法律の調査に協力
- ・ 新湊商工会議所の会員業者とのビジネスマッチング準備

参考資料

仁川広域市内の産業団地一覧（詳細）

① 南洞国家産業団地	56 ページ
② 韓国輸出産業(富平、朱安)国家産業団地	59 ページ
③ 松島知識情報産業団地	62 ページ
④ 仁川機械地方産業団地	65 ページ
⑤ 仁川西部地方産業団地	68 ページ
⑥ 江華河帖地方産業団地	71 ページ
⑦ 仁川地方産業団地	74 ページ
⑧ 青蘿第 1 地区地方産業団地	77 ページ

(出所：仁川商工会議所)

① 南洞国家産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴	首都圏内の移転対象中小企業に用地を提供する目的で造成された、組立金属業種中心の産業団地																				
2.事業施行者/管理機関	韓国土地公社/韓国産業団地公団(京仁地域本部)																				
3.位置	ソウルから40kmの距離、仁川の南西部、仁川広域市南東洞区論峴洞、南村洞、古桟洞の一帯																				
4.地形・地盤	南西側の半島型丘陵地、塩田と共有水面埋立地																				
5.気候(年平均)	温度: 11.6°C、降水量: 928mm、降雨日数: 94日、湿度: 67%、最多風向: 北西風																				
6.推進経緯	1984. 7. 11 首都圏整備基本計画告示(建設部告示 第454号) 1986. 4. 2 工業誘致地域指定(産業資源部告示) 1997. 2. 28 南洞国家産業団地竣工																				
7.造成期間	1段階: 1985. 2. 19~1989. 2. 29 2段階: 1986~1992. 6 3段階(鉄道用地造成工事): 1992~1997. 6. 30(総事業費 2,485億ウォン)																				
8.面積	指定面積	総面積: 9,574千m ² 産業施設区域: 5,933千m ² 支援施設区域: 257千m ² 公共施設区域: 2,991千m ² 緑地区域: 393千m ²																			
	分譲面積	総面積: 6,190千m ² 産業施設区域: 5,933千m ² 支援施設区域: 257千m ²																			
	未分譲面積	分譲完了																			
	最小分譲面積	-																			
9.分譲価格	産業施設区域(86年): 218千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 393千ウォン/m ² 程度																				
10.納付方法	-																				
11.地価	公示地価	産業施設区域: 500千ウォン/m ² 程度																			
	取引地価	産業施設区域: 800千ウォン/m ² 程度																			
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 4,168社 稼動企業: 4,160社																			
	雇用人数	64,648名(男性 48,200名 女性 16,448名)																			
	生産、輸出	生産額: 68,351億ウォン(昨年比 108.3%)、輸出額: 1,166百万ドル(前年比 104.3%)																			
	業種区分	区分	計	飲食料	繊維衣服	木材紙	石油化学	非金属	鉄鋼	機械	電気電子										
		稼動企業(社)	4,160	76	53	216	536	35	184	1,889	538										
	勤労者数(名)	64,648	1,314	1,498	4,126	8,521	827	3,141	26,364	10,073	4,744										
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 10,093社、勤労者数 211,533名																			
13.立地条件	道路	高速道路: 第2京仁高速道路(仁川↔安養)、西海岸高速道路と隣接 (ソウル 32km、水源 54.4km、天安 116.4km) 国道: 42番(仁川↔ソウル) 地方道路: 307番(仁川↔ソウル)、305番(仁川↔江華)																			
	鉄道	首都圏電鉄1号線、仁川地下鉄1号線																			
	航空	金浦空港(25km)、仁川国際空港(50km)利用																			
	港湾	仁川港(6km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸可能、貨物荷役能力 100,000千トン、 貨物接岸能力 78船座																			

13.立地 条件	用 水	主水源：八堂ダムを取水源とし、南洞区上水道事業所で供給 生活用水・工業用水を同時供給 用水：供給能力 560千トン/日、生産量：260千トン/日
	汚废水	スンギ下水終末処理場で全量処理 処理能力：240千トン/日
	電 力	引入経路：仁川火力発電所→南洞、東春変電所→団地内変電所→入居企業 供給能力：電圧 22.9kV、容量 600MVA
	通 信	回線数：66,000回線(電話回線 62,036回線、総合情報通信網(ISDN) 664回線、専用回線 3,300回線)
	情 報	仁川広域市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 韓国産業団地公団インターネットURL http://www.kicox.or.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	埋立対象廃棄物：処理業者に委託処理 焼却対象廃棄物：団地内の2社(176トン/日 処理容量)
	エネルギー 供給施設	三千里都市ガス(株)が供給
	労働力	周辺都市：仁川広域市南洞区 人口 389千名(男 198千名、女 191千名) 延寿区 人口 258千名(男 129千名、女 129千名) 教育機関：中学校 25校 32,981名、高等学校 20校 24,002名 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 75ヵ所 7,972名
	労使関係	労働組合結成企業：24社 1,744名(韓国労働組合総連盟 20社 1,497名、全国民主労働組合総連盟 4社 247名)
	流通物流	総合ターミナル：仁川総合ターミナル(2.5km)建設 原副資材調達：団地内2ヵ所の工場用品商店街と支援施設商店街1ヵ所、仁川工具組合が大型工具商店街を建設中 南洞区延寿宅地地区内の大型デパート2ヵ所、九月洞の農水産市場
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：韓国産業団地公団(京仁地域本部)、仁川地方中小企業庁、消防署、南洞区役所出張所、信用保証基金、技術保証基金、仁川商工会議所、韓国産業人力公団 金融機関：企業銀行、外換銀行、ウリ銀行、新韓銀行、農協など

13.立地条件	都市生活環境	医療：総合病院 1カ所、病院 2カ所、医院 165カ所、歯科 67カ所、漢方病院 44カ所、保険所 1カ所 住宅：南東区住宅数 100,990戸(住宅普及率：93.4%) 団地近隣の論峴宅地を新規造成中 ・周辺の相場：アパート 24坪型 伝貰 ^(*)1) 80百万ウォン、売買15千万ウォン その他：観光ホテル 2カ所、コンベンションセンターを松島新都市に建設中 *1：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度
	地域経済	21C西海岸時代の中核産業拠点都市として成長
14.入居条件	入居業種	韓国標準産業分類上(中分類基準)全製造業、物流業、知識産業、情報通信産業
	入居資格	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条の資格を備えた者で 「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業
	入居制限	用水多消費業種、公害誘発業種など管理機関が産業団地入居不適格業種として指 定公告した業種
15.入居手続	入居契約申請書提出→事業計画書検討→入居契約締結	
16.入居可能日	分譲完了(随時)	
17.入居特典	税 制	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」に基づく成長管理地域で、工場 の新・増築の際に地方税(取得税・登録税)減免の特典
	金 融	韓国産業団地公団支援資金〔問合せ：産団公産学協力担当 (02) 6300-5621/3 ・産業技術開発資金：支援限度50億ウォン以内、3年据置5年分割償還、 変動金利 年 6.1% ・産業基盤基金：支援限度 20億ウォン以内、3年据置5年分割償還、 変動金利 年 5.5% ・仁川広域市中小企業支援資金(問合せ：仁川広域市庁中小企業課 (032) 427-0022 ・支援事業：自動化、研究開発、事業化、情報化、創業造成、創業敷地、事業転 換、事業移譲、系列化推進、小企業育成、中小企業経営安定資金 ・支援対象：主となる事務所および工場が管内に所在している中小企業体
18.入居申請書類	譲受入居時：入居契約申請書、事業計画書、事業者登録証写本、譲渡申告書 賃借入居時：入居契約申請書、事業計画書、事業者登録証写本、賃貸申告書	
19.入居申請、 入居企業体 情報問合せ等	管理機関：韓国産業団地公団 京仁地域本部 住所 (〒405-817) 仁川広域市南洞区古桟洞637番地66ブロック 電話 (032) 810-9342/9、FAX (032) 812-2510	

② 韓国輸出産業(富平・朱安)国家産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴	60年代後半の輸出振興を目的に造成された、電気電子を含む機械業種を中心の産業団地																				
2.事業施行者/管理機関	韓国輸出産業公団/韓国産業団地公団(京仁地域本部)																				
3.位置	仁川北側10km(富平)と5km(朱安)地点の仁川広域市富平区清川洞(富平団地)、西区加佐洞、南区朱安洞(朱安)一帯																				
4.地形・地盤	富平団地:丘陵地、朱安団地:塩田埋立地、浚渫土埋立による軟弱地盤																				
5.気候(年平均)	温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 97日、湿度: 67%、最多風向: 北西風																				
6.推進経緯	1965. 6. 16 第4団地(富平)指定(建設交通部公告 第141号) 1969. 8. 5 第5団地(朱安)指定(建設交通部公告 第82号) 1973. 12. 8 第6団地(朱安)指定(建設交通部公告 第116号)																				
7.造成期間	1965 ~ 1974																				
8.面積	指定面積	総面積: 1,746千m ² 産業施設区域: 1,459千m ² 支援施設区域: 36千m ² 公共施設区域: 251千m ²																			
	分譲面積	総面積: 1,495千m ² 産業施設区域: 1,459千m ² 支援施設区域: 36千m ²																			
	未分譲面積	分譲完了																			
	最小分譲面積	産業施設区域: 1,653m ²																			
9.分譲価格	産業施設区域(65年): 212~537千ウォン/m ² 程度																				
10.納付方法	-																				
11.地価	公示地価	産業施設区域: 600千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 574千ウォン/m ² 程度																			
	取引地価	産業施設区域: 670千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 670千ウォン/m ² 程度																			
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 763社 稼動企業: 606社																			
	雇用人数	17,359名(男 11,803名、女 5,556名)																			
	生産、輸出	生産額: 25,747億ウォン(前年比 122.8%) 輸出額: 749百万ドル(前年比 120.2%)																			
	業種区分	区分	計	飲食料	繊維衣服	木材紙	石油化学	非金属	鉄鋼機械	電気電子	運送装備										
		稼動企業(社)	606	7	17	16	71	1	229	140	26										
		勤労者数(名)	17,359	488	729	457	1,658	216	5,887	5,031	1,360										
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 19,676社、勤労者数 232,155名																			
13.立地条件	道路	高速道路: 第1京仁高速道路 富平IC、加佐IC隣接、 第2京仁高速道路 南洞公団IC(6km)利用 国道: 42番(ソウル↔仁川)																			
	鉄道	首都圏電鉄1号線(ソウル↔仁川): 富平駅(2.5km)、朱安駅(1km)利用 仁川地下鉄1号線: 間石オゴリ駅(1.5km)																			
	航空	富平団地(16km)、朱安団地(20km)距離に金浦空港、仁川国際空港利用																			
	港湾	富平(10km)・朱安(7.5km)仁川港利用: 5万トン級船舶25隻同時接岸可能、貨物荷役能力 39,081千トン、貨物接岸能力 58船座																			

13.立地 条件	用 水	富平団地：富平上水道事業所で供給、生活用水・工業用水を同時使用 (浄水能力：600千トン/日) 朱安団地：八堂ダムを取水源とし南洞上水道事業所で供給、 生活用水・工業用水を同時使用(浄水能力：542千トン/日)
	汚废水	企業別独自廃水処理場で直接処理
	電 力	引入経路：仁川火力発電所→朱安変電所→団地変電所→入居企業体 変電所：団地近隣の富平変電所から4団地、朱安変電所から5団地、 新仁川変電所から6団地に供給
	通 信	富平電話局：1,900回線供給(電話回線 1,750回線、超高速通信網 150回線) 西仁川電話局：8,600回線供給(電話回線 7,428回線、超高速通信網 1,172回線)
	情 報	仁川広域市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 韓国産業団地公団インターネットURL http://www.kicox.or.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	廃棄物専門処理企業に委託処理(金浦埋立地)
	エネルギー 供給施設	4・5団地：仁川都市ガス 6団地：三千里都市ガス
	労 動 力	周辺都市：仁川広域市富平区人口 558千名、西区人口 359千名、南区人口431千名 主婦人材活用基盤施設：団地内託児所 1ヵ所 50名
	賃 金	製造企業月平均賃金(総額基準)：127万ウォン
	労使関係	労働組合結成企業：20社 2,050名(韓国労働組合総連盟 15社 1,607名、全国民主労働組合総連盟 3社 335名)
	流通物流	原副資材調達：仁川崇義洞工具商店街、仁川松林洞産業用品センター利用 総合ターミナル：仁川総合ターミナル(4km)
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：団地内韓国産業団地公団朱安富平支社、韓国化学試験研究院、 医療保険組合、郵便局、消防署、派出所など 産業人材教育機関：団地内仁川職業専門学校(6団地) 金融機関：団地内企業銀行、外換銀行、韓国シティ銀行
	都 市 生 活 環 境	医 療：富平区、南区に総合病院12ヵ所、病院15ヵ所、医院390ヵ所 福祉施設：団地内に福祉会館 2ヵ所、福祉センター 1ヵ所 住宅現況：団地周辺の富開、一山、三山地区と桂山洞に大規模アパート団地建設(住宅普及率：富平区 72.1%、西区 82.6%、南区 72.6%) その他：仁川市ホテル 5ヵ所、ゴルフ場 2ヵ所、松島海上新都市などを建設予定
	地 域 経 済	富平区、南区、西区は仁川広域市の商工業中心地域で、21世紀新興開発地区として成長可能性が潜んでいる地域

	入居業種	産業施設区域 <ul style="list-style-type: none"> ・「産業発展法」第5条第1項の規定による先端技術産業 ・コンピュータソフトウェア開発業、研究開発業、ファッショングザイン業などの知識産業 ・「情報化促進基本法」第2条の規定による情報通信関連産業 ・「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第2条第1項で規定するベンチャー企業 ・保管、倉庫、運送業などを営業するための産業 支援施設区域 <ul style="list-style-type: none"> ・「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第2条第4項で規定するベンチャー企業集積施設 ・入居企業の事業支援のため、金融、保険、医療、教育および「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条第6項で定める事業
14.入居条件	入居資格	産業施設区域 <ul style="list-style-type: none"> ・「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第20条の第1項但書の規定に適合する工場で、同法施行令第6条の規定による入居資格を備えた者 ・保管、倉庫、運送業を営業しようとする者 支援施設区域 <ul style="list-style-type: none"> ・「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第2条第12号の支援機関で、同法施行令第6条の規定による入居資格を備えた者 ・「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第2条第4項によるベンチャー企業集積施設および同法で規定しているベンチャー企業、およびその支援施設で入居資格を備えた者
	入居制限	公害業種、用水多消費業種、産業団地入居不適格業種で、次の業種は入居制限 <ul style="list-style-type: none"> ・屠畜および穀物搗精業、染色・元毛皮処理および加工、パルプ製造業、セメント、アスコン、レミコン製造業 代替入居者の入居制限 <ul style="list-style-type: none"> ・既存工場を譲り受け入居しようとする者は、入居対象業種に制限されなければならない。但し、次の場合で管理機関が認める場合にはこれを適用しない。 入居企業の構造調整、不渡により既存の工場を譲り受けする都市型工場および入居企業体の既存工場に賃貸入居する都市型工場 代替入居支援 <ul style="list-style-type: none"> ・管理機関は入居企業体が既存工場の売却のために譲り受けを確保できない時には関係法令に従い当該工場を買入できる。 ・管理機関は入居企業体が既存工場を売却し、移転を希望する時には移転適地の提供などの必要な支援を講ずる。
15.入居手続	入居契約申請書提出→事業計画書検討→入居契約	
16.入居可能日	分譲完了(即時)	
17.入居特典	税 制	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」に基づき成長管理地域で、工場の新・増築時には地方税重課税除外地域に指定
	金 融	韓国産業団地公団支援資金〔問合せ：産団公産学協力担当 (02) 6300-5621/3 <ul style="list-style-type: none"> ・産業技術開発資金：支援限度 50億ウォン以内、3年据置5年分割償還、変動金利 年 6.1% ・産業基盤基金：支援限度 20億ウォン以内、3年据置5年分割償還、変動金利 年 5.5%
18.入居申請書類	譲受入居時：入居契約申請書、事業計画書、財政状態確認書類、事業者登録証写本、譲渡申告書 賃借入居時：入居契約申請書、事業計画書、財政状態確認書類、事業者登録証写本、賃貸申告書	
19.入居申請、入居企業体情報問合せ等	管理機関：韓国産業団地公団 京仁地域本部 朱安富平支社 住所 (〒404-253) 仁川広域市西区加佐洞539-1 電話 (032) 578-6101 FAX (032) 578-6103	

(3) 松島知識情報産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴		産・学・研が共同で事業を遂行するテクノパークを中心に、研究、生産、国際交流、教育および住居機能が調和を成す、先端知識情報産業団地を造成			
2.事業施行者/管理機関		仁川広域市、(財)松島テクノパーク/経済自由区域庁			
3.位置		仁川広域市延寿区東春洞(松島情報化新都市2、4工区内)			
4.地形・地盤		埋立地			
5.気候(年平均)		温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 97日、湿度: 67%、最多風向: 北西風			
6.推進経緯		2000. 9. 16 地方産業団地に指定			
7.造成期間		2000. 9 ~ 2014. 12			
8.面積	指定面積	総面積: 2,655千m ² 産業施設区域: 583千m ² 支援施設区域: 944千m ² 公共施設区域: 957千m ² その他(住居用地): 171千m ²			
	分譲面積	総面積: 532千m ² 産業施設区域: 154千m ² 支援施設区域: 378千m ²			
	未分譲面積	総面積: 995千m ² 産業施設区域: 429千m ² 支援施設区域: 566千m ²			
	最小分譲面積	1筆地(投資者の要求により最小筆地の面積を調整可能)			
9.分譲価格		テクノパーク産業施設区域: 150千ウォン/m ² 程度、知的基盤用地(造成原価または鑑定価格)			
10.納付方法		協議が必要			
11.地価	公示地価	-			
	取引地価	-			
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 38社 稼動企業: 29社			
	雇用人数	1,146名(男 916名、女 230名)			
	生産、輸出	-			
	業種区分	区分	計	電気電子	その他
		稼動企業(社)	29	12	17
		勤労者数(名)	1,146	721	425
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 7,535社、勤労者数 185,234名 南洞工団 入居企業数 3,961社、勤労者数 63,274名			
13.立地条件	道路	高速道路: 西海岸高速道路 南洞工団IC(6km)、京仁高速道路(6km)利用 国道: 42番(仁川↔水源)、46番(仁川↔ソウル) 地方道: 307番(仁川↔ソウル)、305番(仁川↔江華)			
	鉄道	仁川地下鉄1号線 東幕駅(2km)利用			
	航空	仁川国際空港(20km)、金浦空港(25km)利用			
	港湾	仁川港(5km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸可能、貨物荷役能力 39,081千トン、 貨物接岸能力 58船座			

13.立地 条件	用 水	八堂ダムを取水源とし、スサン浄水事業所から供給 生活用水・工業用水を同時供給(用水使用量：18,200m ³ /日)
	汚废水	松島下水処理場(処理容量：1段階 10,000m ³ /日)で処理
	電 力	引入経路：団地内変電所(設備容量：240MVA)→入居企業 必要電力：315,000MWH/年
	通 信	回線数：67,300回線供給
	情 報	仁川広域市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 仁川広域市延寿区インターネットURL http://www.yensu.incheon.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	廃棄物処理企業に委託処理
	エネルギー 供給施設	集団エネルギー供給
	労働力	周辺都市：仁川広域市延寿区 人口 259千名 教育機関：中学校 9校、高等学校 8校、大学校 3校 産業人材養成機関：産業系高校 3校 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 32ヵ所
	賃 金	月平均賃金：205万ウォン程度
	労使関係	-
	流通物流	総合ターミナル：仁川総合ターミナル 原副資材調達：ソウル九老洞工具商店街、仁川崇義洞工具商店街、松林洞工具商店街から供給 延寿区ディスカウントショップ 3ヵ所、デパート 1ヵ所
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：経済自由区域庁、(財)松島テクノパーク、仁川商工会議所 産業活動教育機関：仁川地方労働事務所 金融機関：全市中銀行

13.立地条件	都市生活環境	医療：総合病院 1カ所、病院 4カ所、医院 96カ所、歯科 48カ所、漢方病院 29カ所、保健所 1カ所 住宅：アパート 55,472世帯普及 - 周辺の相場：アパート 24坪型 伝販 ^(*)1) 80百万ウォン、売買150百万ウォン その他：ホテル 1カ所、ゴルフ場 2カ所、コンベンションセンターを松島新都市に建設予定 *1：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度
	地域経済	最近、経済自由区域に指定されるなど国際都市としてその地位を大きく高めており、社会間接資本施設の拡充などにより最高の経済都市としての面目を備えている。
14.入居条件	入居業種	知識基盤製造業(電子、情報機器、メカトロニクス、新素材) 知識基盤サービス(情報通信サービス、ソフトウエア)
	入居資格	外国人企業(国内企業、機関については後に分譲予定)
	入居制限	公害誘発企業、業種除外企業
15.入居手続		入居契約申請書→審議委員会の審議決定(理事会)→入居契約締結(松島テクノパーク) 投資誘致審査→審議委員会の審議(市議会)→土地売買契約締結
16.入居可能日		知識基盤用地(入居可能)
17.入居特典	税 制	外国人投資については「経済自由区域法」に基づく 国税・地方税：外国人投資促進法に基づき3年間100%、その後2年間50%減免
	金 融	仁川経済自由区域庁 投資誘致局 物流知識産業課IT・BTチームで関連金融機関の紹介などの業務を支援
18.入居申請書類		入居申請時：入居申請書(所定様式)、事業計画書(所定様式)
19.入居申請、 入居企業体 情報問合せ等		管理機関：仁川広域市 経済自由区域庁 住所 (〒406-130) 仁川広域市延寿区東春洞994番地 電話 (032) 453-7402 事業施行者：(財)松島テクノパーク 住所 (〒406-130) 仁川広域市延寿区東春洞994番地 電話 (032) 260-0700、FAX (032) 260-0800

(4) 仁川機械地方産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴	仁川都市圏に散在している中小企業型の機械工場を集約化するために造成された産業団地										
2.事業施行者/管理機関	仁川機械産業団地管理公団/仁川機械産業団地管理公団										
3.位置	仁川南西側40km地点の仁川広域市南区道禾洞742-2一帯										
4.地形・地盤	塩田埋立地										
5.気候(年平均)	温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 97日、湿度: 67%、最多風向: 北西風										
6.推進経緯	1965. 10. 19 工業地域指定(建設交通部告示 第1915号) 1976. 11. 10 工業団地管理法適用対象工業団地指定 1994. 5. 21 仁川機械工業団地用途別区画(仁川直轄市告示 第1994-66号)										
7.造成期間	1969. 9 ~ 1971. 1										
8.面積	指定面積	総面積: 350千m ² 産業施設区域: 291千m ² 公共施設区域: 59千m ²									
	分譲面積	総面積: 291千m ² 産業施設区域: 291千m ²									
	未分譲面積	分譲完了									
	最小分譲面積	先に入居し、後に指定									
9.分譲価格	先に入居し、後に指定										
10.納付方法	分譲完了										
11.地価	公示地価	産業施設区域: 423千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 575千ウォン/m ² 程度									
	取引地価	産業施設区域: 393千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 454千ウォン/m ² 程度									
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 118社 稼動企業: 102社									
	雇用人数	2,020名(男 1,645名、女 375名)									
	生産、輸出	生産額: 229億ウォン(前年比9.9%) 輸出額: 14百万ドル(前年比 45.2%)									
	業種区分	区分	計	繊維衣服	組立金属	電気電子					
		稼動企業(社)	102	1	76	2					
		勤労者数(名)	2,020	6	1,905	65					
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 7,535社、勤労者数 185,234名 南 区 製造企業数 476社、勤労者数 15,304名									
13.立地条件	道路	高速道路: 京仁高速道路 加佐IC(500m)利用 国 道: 42番(仁川↔水原↔東海)、46番(仁川↔ソウル↔高城) 地 方 道: 307番(仁川↔ソウル)、305番(仁川↔江華)									
	鉄 道	首都圏電鉄1号線(ソウル↔仁川) 東仁川駅(5.3km)、済物浦駅(2km)利用									
	航 空	金浦空港(20km)、仁川国際空港利用									
	港 湾	仁川港(4km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸可能、貨物荷役能力 39,081千トン、 貨物接岸能力 58船座									

13.立地条件	用 水	取水源：仁川広城市広域上水道供給 工業用水：使用量 6.5千トン/日
	汚废水	汚水：加佐排水総合処理場で流入処理 廃水：委託処理
	電 力	引入経路：新仁川電力所→仁川変電所→団地変電所→入居企業 供給能力：電圧 154kV、容量 29MVA
	通 信	-
	情 報	仁川広城市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 仁川広城市南区インターネットURL http://www.namgu.incheon.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	委託処理
	エネルギー 供給施設	個別的に都市ガスを使用
	労 働 力	周辺都市：仁川広城市南区 人口 429千名(男 216千名、女 213千名) 教育機関：中学校 11校 13,736名、高等学校 9校 13,170名、 専門大学 4校 29,000名、大学校 2校 45,000名 産業人材養成機関：産業系高校 7校 12,082名 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 40ヵ所 4,016名
	賃 金	月平均賃金：205万ウォン程度
	労使関係	労働組合結成企業：16社(韓国労働組合総連盟 10社、全国民主労働組合総連盟 6社)
	流通物流	総合ターミナル：仁川総合ターミナル建設中 原副資材調達：ソウル九老洞工具商店街、仁川崇義洞工具商店街 南区一般市場 19ヵ所、ショッピングセンター 2ヵ所、仁川松林洞工具商店街
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：団地内の産業団地管理公団、中小企業庁産業技術情報院 金融機関：全市中銀行

13.立地条件	都市生活環境	医療：総合病院 1カ所、病院 3カ所、医院 190カ所、歯科 83カ所、 漢方病院 62カ所、保健所 1カ所 住宅：アパート 35,962世帯普及(住宅普及率 71.5%) - 周辺の相場：アパート 24坪型 伝費 ^(*)1) 63百万ウォン、売買10千万ウォン その他：ホテル 4カ所、ゴルフ場 2カ所、 コンベンションセンターを松島新都市に建設予定 *1：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度
	地域経済	社会間接資本施設の拡充で、物流輸送が円滑であり労働力が豊かである。 (南区財政自立度：37.2%)
14.入居条件	入居業種	機械、鋳物、電子、新鉄工業、非鉄金属
	入居資格	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条の資格を備えた者
	入居制限	工業用水多消費業種
15.入居手続		入居契約申請→審議委員会の審議→入居契約締結
16.入居可能日		入居完了(随時)
17.入居特典	税 制	新・増設時に地方税减免
	金 融	仁川広域市中小企業支援資金(問合せ：仁川広域市企業支援課(032)440-2892/4/5 ・支援事業：自動化、技術開発、情報化、創業、事業転換、大企業協力、 小企業育成 ・支援条件：施設資金 13億ウォン、運転資金 5億ウォン、 金利 年 5.17%(変動可能) ・貸出期間：施設資金 3年据置5年分割償還、運転資金 1年据置2年分割償還
18.入居申請書類		分譲(賃借)入居時：入居契約申請書(所定様式)、事業計画書、入居契約書、建築物台帳、土地台帳
19.入居申請、 入居企業体 情報問合せ等		該当官庁：仁川広域市南区 経済支援課 企業支援チーム 住所 (〒402-010) 仁川広域市南区崇義洞131-1 電話 (032) 880-4401、FAX (032) 880-4872 管理機関：仁川機械産業団地管理公団 住所 (〒402-063) 仁川広域市南区道禾洞742-2 電話 (032) 875-5461、FAX (032) 875-5462

(5) 仁川西部地方産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴		首都圏内に散在していた鋳物業者および関連企業を移転、集団化し企業の育成発展と都市環境を改善するために造成								
2.事業施行者/管理機関		仁川西部地方産業団地管理公団/仁川西部地方産業団地管理公団								
3.位置		仁川広域市西区景西洞689番地一帯								
4.地形・地盤		雑種地、林野								
5.気候(年平均)		温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 97日、湿度: 67%、最多風向: 北西風								
6.推進経緯		1992. 8. 1 仁川鋳物地方工業団地地区指定および団地開発基本計画承認(建設部告示) 1993. 6. 12 工団造成事業実施計画承認(仁川広域市) 1995. 12.29 団地竣工								
7.造成期間		1984. 11 ~ 1995. 12. 29(事業費 600億ウォン)								
8.面積	指定面積	総面積: 938千m ² 産業施設区域: 766千m ² 支援施設区域: 26千m ² 公共施設区域: 117千m ² 緑 地 区 域: 29千m ²								
	分譲面積	総面積: 792千m ² 産業施設区域: 766千m ² 支援施設区域: 26千m ²								
	未分譲面積	分譲完了								
	最小分譲面積	産業施設区域: 661m ² 支援施設区域: 992m ²								
9.分譲価格		産業施設区域: 148千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 151千ウォン/m ² 程度								
10.納付方法		-								
11.地価	公示地価	産業施設区域: 330千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 330千ウォン/m ² 程度								
	取引地価	産業施設区域: 600千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 600千ウォン/m ² 程度								
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 301社 稼動企業: 299社								
	雇用人数	4,912名(男 4,160名、女 752名)								
	生産、輸出	生産額: 5,511億ウォン(前年比 102.7%) 輸出額: 19百万ドル(前年比 111.8%)								
	業種区分	区分	計	木材 紙	石油 化学	非金属	1次 金属	組立 金属	電気 電子	運送 装備
		稼動企業(社)	299	4	11	3	96	143	11	5
		勤労者数(名)	4,912	67	66	298	1,939	1,584	386	254
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 7,535社、勤労者数 185,234名 西 区 製造企業数 2,405社、勤労者数 47,127名								
13.立地条件	道 路	高速道路: 京仁高速道路 西仁川IC(6km)、水仁産業道路(20km)利用 国道: 42番(仁川↔水源)、46番(仁川↔ソウル)) 地方道: 305番(西仁川↔江華)								
	鉄 道	ソウル駅および永登浦駅を通じて京釜線、全羅湖南線利用								
	航 空	金浦空港(20km)、仁川国際空港(15km)利用								
	港 湾	仁川港(15km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸、貨物荷役能力 39,081千トン、 貨物接岸能力 58船座								

13.立地 条件	用 水	取水源：生活用水と工業用水を同時供給 工業用水：使用量 1,750トン/日
	汚废水	企業別に1次処理の後、団地内の廃水総合処理場で処理
	電 力	引入経路：新仁川電力所→景西変電所→団地内変電所→入居企業 供給能力：電圧 154kV、容量229MVA
	通 信	西仁川電話局から3,300回線供給
	情 報	仁川広域市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 仁川広域市西区インターネットURL http://www.seo.incheon.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/ 西部産業団地管理公団インターネットURL http://www.seobu.ot.kr/
	産 業	団地内のスジョン開発㈱で焼却処理
	廃棄物	一般廃棄物 23,464トン/年、特定廃棄物 423トン/年
	エネルギー 供給施設	引入費は企業別に負担後、仁川都市ガスで供給
	労働力	周辺都市：仁川広域市西区の人口 347千名(男 177千名、女 170千名) 教育機関：中学校 12校、15,815名、高等学校 7校、9,855名 産業人材養成機関：産業系高校 3校 5,322名 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 41カ所 3,027名
	賃 金	月平均賃金：205万ウォン程度
	労使関係	労働組合結成企業：3社 490名(全国民主労働組合総連盟 1社 30名)
	流通物流	総合ターミナル：仁川総合ターミナル 原副資材調達：ソウル九老洞工具商店街、仁川崇義洞工具商店街、松林洞工具商店街 西区一般市場 4カ所、デパート 1カ所
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：団地内仁川西部産業団地管理公団、仁川人材銀行 産業活動教育機関：仁川北部地方労働事務所 金融機関：団地内の韓国シティ銀行景西洞支店

13.立地条件	都市生活環境	医療：総合病院 1カ所、病院 3カ所、医院 117カ所、歯科 51カ所、漢方病院 29カ所、保健所 1カ所、保健支所 12カ所、保険診療所 16カ所 住宅：アパート 42,488世帯普及(住宅普及率 74.9%) 大規模宅地団地(3km)造成中 - 周辺の相場：アパート 24坪型 伝貰 ^{(*)1} 50百万ウォン、売買90百万ウォン その他：ゴルフ場 1カ所、プール 1カ所 ^{(*)1} ：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度
	地域経済	最近、仁川国際空港の建設と西海岸高速道路の推進、第2京仁高速道路の開設、京仁電鉄の複々線化、仁川地下鉄の建設などにより、国際都市としてその地位を高めるのはもちろん、社会間接資本施設の拡充などにより最高の経済都市としての面目を備えている。(西区財政自立度：38.7%)
14.入居条件	入居業種	鋳物、非金属鉱物、機械装備、その他管理公団が許可する業種
	入居資格	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条の資格を備えた者
	入居制限	鍍金業種、廃水多量排出業種
15.入居手続	入居契約申請→審議委員会審議・決定(理事会)→入居契約締結	
16.入居可能日	入居完了(随時)	
17.入居特典	税 制	新・増設時に地方税減免
	金 融	仁川広域市中小企業支援資金(問合せ：仁川広域市企業支援課 032)440-2892/4) ・支援事業：自動化、技術開発、情報化、創業、事業転換、大企業協力、小企業育成 ・支援条件：施設資金 13億ウォン、運転資金 5億ウォン、金利 年5.17%(変動可能) ・貸出期間：施設資金 3年据置5年分割償還、運転資金 1年据置2年分割償還
18.入居申請書類	入居申請時：産業団地入居契約申請書(所定様式)、事業計画書	
19.入居申請、 入居企業体 情報問合せ等	該当官庁：仁川広域市西区 地域経済課 企業支援係 住所 (〒440-701) 仁川広域市西区深谷洞244 電話 (032) 560-4444、FAX (032) 566-9898 管理機関：仁川西部地方産業団地管理公団 住所 (〒404-170) 仁川広域市西区景西洞689 電話 (032) 561-6571/3、FAX (032) 561-6574	

⑥ 江華河帖地方産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴	江華地域に乱立している小規模工場の集約化のために造成された繊維業種を中心の産業団地												
2.事業施行者/管理機関	江華郡守/江華郡												
3.位置	仁川西側70km地点の仁川広域市江華郡河帖面富近里一帯												
4.地形・地盤	標高20m以内の粘土質平野地												
5.気候(年平均)	温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 97日、湿度: 67%、最多風向: 北西風												
6.推進経緯	1992. 8. 11 地方工業団地指定および開発基本計画公告(京畿道告示 第1992-297号) 1993. 6. 21 江華河帖地方工業団地造成実施計画承認(京畿道告示 第1993-177号) 1994. 6. 9 江華河帖地方工業団地実施計画変更承認(京畿道告示 第1994-153号) 1994. 7. 12 団地竣工												
7.造成期間	1992. 8 ~ 1994. 7. 12(事業費 25億ウォン)												
8.面積	指定面積	総面積: 59千m ² 産業施設区域: 43千m ² 支援施設区域: 2千m ² 公共施設区域: 10千m ² 緑地区域: 4千m ²											
	分譲面積	総面積: 45千m ² 産業施設区域: 43千m ² 支援施設区域: 2千m ²											
	未分譲面積	-											
	最小分譲面積	産業施設区域: 701m ² 支援施設区域: 760m ²											
9.分譲価格	産業施設区域(92年): 70千ウォン/m ² 程度 支援施設区域(92年): 70千ウォン/m ² 程度												
10.納付方法	-												
11.地価	公示地価	産業施設区域: 62千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 62千ウォン/m ² 程度											
	取引地価	産業施設区域: 107千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 107千ウォン/m ² 程度											
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 16社 稼動企業: 13社											
	雇用人数	173名(男 117名、女 56名)											
	生産、輸出	生産額: 122億ウォン(前年比 105.2%) 輸出額: 1百万ドル(前年比 100%)											
	業種区分	区分	計	繊維衣服	木材製紙	石油化学	1次金属						
		稼動企業(社)	13	7	1	3	1						
	勤労者数(名)	173	122	11	14	4	22						
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 7,535社、勤労者数 185,234名 江華郡 製造企業数 110社、勤労者数 1,409名											
13.立地条件	道路	高速道路: 京仁高速道路(48km)利用 国 道: 48番(江華↔ソウル) 地 方 道: 301番(江華↔仁川)											
	鉄道	首都圏電鉄 金浦空港駅(38.5km)利用											
	航空	金浦空港(39.5km)、仁川国際空港利用											
	港湾	仁川港(74km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸可能、貨物荷役能力 39,081千トン、 貨物接岸能力 58船座											

13.立地 条件	用 水	取水源：タソン川および企業別に地下水を開発して使用 工業用水：供給能力 95トン/日、使用量 95トン/日、生活用水：87トン/日
	汚 廃 水	団地内廃水処理場で全量処理 処理量：1,350トン/日
	電 力	引入経路：新仁川電力所→江華変電所→団地変電所→入居企業 供給能力：電圧66kV、容量 4MVA
	通 信	-
	情 報	仁川広域市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 仁川広域市江華郡インターネットURL http://www.ganghwa.incheon.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	全量委託処理
	エネルギー 供給施設	-
	労 動 力	周辺都市：江華郡 人口 69千名(男 34千名、女 35千名) 教育機関：中学校 10校 2,488名、高等学校 4校 1,236名、 大学校 2校 255名 産業人材養成機関：産業系高校 4校 1,491名、仁川職業訓練院 7科 631名 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 24ヵ所 659名
	賃 金	月平均賃金：205万ウォン程度
	労使関係	-
	流 通 物 流	総合ターミナル：仁川総合ターミナル 原副資材調達：ソウル九老洞工具商店街、仁川崇義洞工具商店街 江華郡定期市場 1ヵ所、一般市場 1ヵ所
	主 要 支 援 機 関	産業活動支援機関：仁川広域市支援機関を利用 産業活動教育機関：仁川広域市支援機関を利用 金融機関：ウリ銀行、国民銀行、CHB朝興銀行、農協中央会、水協中央会

13.立地条件	都市生活環境	医療：病院 1ヵ所、医院 18ヵ所、漢方病院 5ヵ所、歯科 8ヵ所、 保険所1ヵ所、保健支所 12ヵ所、保健診療所 16ヵ所 住宅：アパート 716世帯普及(住宅普及率 87.9%) - 周辺の相場：アパート 24坪型 伝費 ^{(*)1} 30万ウォン、売買61百万ウォン その他：ホテル 1ヵ所、室内体育館 1ヵ所 <small>*1：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度</small>
	地域経済	首都圏に位置し、産業活動と遊休人材の確保が容易な地域である。 (江華郡の財政自立度：21.7%)
14.入居条件	入居業種	韓国標準産業分類上全製造業
	入居資格	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条の資格を備えた者
	入居制限	工業用水多消費業種(繊維および糸染色業種のうち管内移住企業を除く)
15.入居手続		入居申請書提出→審議委員会の審議→契約締結
16.入居可能日		分譲完了(随時)
17.入居特典	税 制	新・増設時に地方税減免
	金 融	仁川広域市中小企業支援資金(問合せ：仁川広域市企業支援課032)440-2892/4/5) ・支援事業：自動化、技術開発、情報化、創業、事業転換、大企業協力、 小企業育成 ・支援条件：施設資金 13億ウォン、運転資金 5億ウォン、 金利 年 5.17%(変動可能) ・貸出期間：施設資金 3年据置5年分割償還、運転資金 1年据置2年分割償還
18.入居申請書類		分譲(賃借)入居時：入居契約申請書(所定様式)、事業計画書、入居契約書、財政 状態証明書、建築物台帳、土地台帳
19.入居申請、 入居企業体 情報問合せ等		該当官庁：江華郡 経済交通課 企業支援チーム 住所 (〒417-800) 仁川広域市江華郡江華邑官庁里163 電話 (032) 930-3354、FAX (032) 930-3639 管理機関：入居企業協議会 住所 (〒417-870) 仁川広域市江華郡河帖面富近里289-9 電話 (032) 933-8654

⑦ 仁川地方産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴		個別立地自生団地で、廃塩田地帯を開発して産業団地に造成									
2.事業施行者/管理機関		仁川広域市長/仁川地方産業団地管理公団									
3.位置		仁川北東側5.3km地点の仁川広域市南区道禾洞、西区加佐洞一帯									
4.地形・地盤		塩田埋立地									
5.気候(年平均)		温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 94日、湿度: 67%、最多風向: 北西風									
6.推進経緯		1973. 4. 1 仁川地方産業団地指定 1973. 12. 1 産業団地竣工 1994. 5. 21 仁川地方産業団地用途別区画告知(仁川広域市告示 第1994-66号) 1997. 9. 10 仁川地方産業団地管理基本計画告示(仁川広域市告示 第1997-29号)									
7.造成期間		1970. 3 ~ 1973. 12									
8.面積	指定面積	総面積: 1,136千m ² 産業施設区域: 1,001千m ² 支援施設区域: 0.3千m ² 公共施設区域: 135千m ²									
	分譲面積	総面積: 1,001千m ² 産業施設区域: 1,001千m ² 支援施設区域: 0.3千m ²									
	未分譲面積	分譲完了									
	最小分譲面積	先に入居し、後に指定									
9.分譲価格		先に入居し、後に指定									
10.納付方法		-									
11.地価	公示地価	産業施設区域: 378千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 605千ウォン/m ² 程度									
	取引地価	産業施設区域: 454千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 605千ウォン/m ² 程度									
12.入居企業現況	企業数	入居企業: 216社 稼動企業: 209社									
	雇用人数	4,404名(男 3,198名、女 1,206名)									
	生産、輸出	生産額: 12,761億ウォン(前年比 116.2%) 輸出額: 297百万ドル(前年比 406.8%)									
	業種区分	区分	計	飲食料	繊維衣服	木材紙	石油化学	非金属	1次金属	組立金属	電気電子
		稼動企業(社)	209	3	3	30	18	2	13	90	38
	勤労者数(名)	4,404	17	65	1,412	347	15	572	520	1,248	208
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 7,535社、勤労者数 185,234名 南区 製造企業数 476社、勤労者数 15,304名									
13.立地条件	道路	高速道路: 西海岸高速道路、京仁高速道路 加佐IC(4km)利用 国道: 42番(仁川↔水原↔東海)、46番(仁川↔ソウル↔高城) 地方道: 307番(仁川↔ソウル)、305番(仁川↔江華)									
	鉄道	首都圏電鉄1号線(ソウル↔仁川) 東仁川駅(5km)利用									
	航空	金浦空港(20km)、仁川国際空港(15km)用									
	港湾	仁川港(4.5km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸、貨物荷役能力 39,081千トン、 貨物接岸能力 58船座									

13.立地 条件	用 水	取水源：仁川広城市上水道供給 工業用水：使用量 24千トン/日
	汚废水	污水：加佐下水処理場で処理 廃水：委託処理
	電 力	引入経路：新仁川電力所→仁川変電所→団地内変電所→入居企業 供給能力：電圧 154kV、団地内変電所容量 46MVA
	通 信	自生団地のため個別供給
	情 報	仁川広城市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 仁川広城市南区インターネットURL http://www.namgu.incheon.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	委託処理
	エネルギー 供給施設	都市ガス個別供給
	労働力	周辺都市：仁川広城市南区 人口 429千名(男 216千名、女 213千名) 教育機関：中学校 11校 13,763名、高等学校 9校 13,170名、 専門大学 4校 29,000名、大学校 2校 45,000名 産業人材養成機関：産業系高校 12校 12,082名 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 40ヵ所 4,016名
	賃 金	仁川南区製造企業月平均賃金：205万ウォン程度
	労使関係	労働組合結成企業：10社
	流通物流	総合ターミナル：仁川トラックターミナル利用 原副資材調達：ソウル九老洞工具商店街、仁川崇義洞工具商店街 南区一般市場 19ヵ所、ショッピングセンター 3ヵ所、仁川松林洞工具商店街
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：団地内仁川地方産業団地管理公団 金融機関：全市中銀行

13.立地条件	都市生活環境	医療：総合病院 1カ所、病院 3カ所、医院 190カ所、歯科 83カ所、漢方病院 62カ所、保健所 1カ所 住宅：アパート 35,962世帯普及(住宅普及率 71.5%) - 周辺の相場：アパート 24坪型 伝販 ^(*) 65百万ウォン、売買 100百万ウォン その他：ホテル 4カ所、ゴルフ場 2カ所、コンベンションセンターを松島新都市に建設予定 *1：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度
	地域経済	社会間接資本施設の拡充により物量輸送が円滑であり、労働力が豊富である。 (南区財政自立度：37.3%)
14.入居条件	入居業種	韓国標準分類上の全製造業
	入居資格	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条の資格を備えた者
	入居制限	産業団地入居不適格業種
15.入居手続		入居契約申請→審議委員会の審議→入居契約締結
16.入居可能日		入居完了(随時)
17.入居特典	税 制	新・増築時に地方税减免
	金 融	仁川広域市中小企業支援資金(問合せ：仁川広域市企業支援課032)440-2892/4/5) ・支援事業：自動化、技術開発、情報化、創業、事業転換、大企業協力、小企業育成 ・支援条件：支援資金 13億ウォン、運転資金 5億ウォン、金利 年 5.17%(変動可能) ・貸出期間：施設資金 3年据置5年分割償還、運転資金 1年据置2年分割償還
18.入居申請書類		分譲(賃借)入居時：入居契約申請書(所定様式)、事業計画書、入居契約書、建築物台帳、土地台帳
19.入居申請、入居企業体情報問合せ等		該当官庁：仁川広域市南区 地域経済課 工業係 住所 (〒402-010) 仁川広域市南区崇義洞131-1 電話 (032) 880-4401、FAX (032) 880-4872 管理機関：仁川地方産業団地管理公団 住所 (〒402-063) 仁川広域市南区道禾洞957 仁川 トラックターミナル内 2522号 電話 (032) 763-8261、FAX (032) 764-8261

⑧ 青羅第1地区地方産業団地

(基準: 2005年9月末)

1.造成目的・特徴		自動車電子制御および低公害関連のハイテク部品生産などの先端産業を誘致し、國家競争力の向上および地域経済の活性化を図る。
2.事業施行者/管理機関		韓国イーエムエス株/韓国イーエムエス株
3.位置		仁川北西側30km地点の仁川広域市西区景西洞一帯
4.地形・地盤		埋立地
5.気候(年平均)		温度: 12.6°C、降水量: 1,472mm、降雨日数: 97日、湿度: 67%、最多風向: 北西風
6.推進経緯		1997. 8. 6 地方産業団地指定 1997. 12. 17 地方産業団地開発計画変更および実施計画承認 (仁川広域市告示 第1997-282号)
7.造成期間		1997. 12 ~ 2005. 12. 31(事業費 1,500億ウォン)
8.面積	指定面積	総面積: 194千m ² 産業施設区域: 129千m ² 支援施設区域: 5千m ² 公共施設区域: 36千m ² 緑地区域: 24千m ²
	分譲面積	造成中
	未分譲面積	総面積: 134千m ² 産業施設区域: 129千m ² 支援施設区域: 5千m ²
	最小分譲面積	-
9.分譲価格		未定
10.納付方法		未定
11.地価	公示地価	産業施設区域: 76千ウォン/m ² 程度 支援施設区域: 76千ウォン/m ² 程度
	取引地価	-
12.入居企業現況	企業数	-
	雇用人数	-
	生産、輸出	-
	業種区分	-
	周辺地域	仁川広域市 製造企業数 7,535社、労働者数 185,234名 西 区 製造企業数 2,405社、労働者数 47,127名
13.立地条件	道路	高速道路: 京仁高速道路 西仁川IC(7km)、水仁産業道路(22km)利用 国道: 42番(仁川→水原→東海)、46番(仁川→ソウル→高城) 地方道: 305番(西仁川→江華)
	鉄道	首都圏電鉄1号線(仁川→ソウル) 富平駅(20km)利用
	航空	金浦空港(20km)、仁川国際空港(15km)利用
	港湾	仁川港(12km)利用: 大型船舶 25隻同時接岸、貨物荷役能力 39,081千トン、 貨物接岸能力 58船座

13.立地 条件	用 水	取水源：地下水を個別に開発して使用
	汚废水	-
	電 力	引入経路：新仁川電力所→仁川変電所→団地内変電所→入居企業 供給能力：電圧 154kV
	通 信	-
	情 報	仁川広域市インターネットURL http://www.metro.incheon.kr/ 仁川広域市西区インターネットURL http://www.seo.incheon.kr/ 仁川産学研統合情報網インターネットURL http://ic.e-cluster.net/
	産 業 廃棄物	全量委託処理
	エネルギー 供給施設	-
	労働力	周辺都市：仁川広域市西区 人口 347千名(男 177千名、女 170千名) 教育機関：中学校 12校、15,815名、高等学校 7校、9,855名 産業人材養成機関：産業系高校 3校 5,322名 主婦人材活用基盤施設：幼稚園 41ヵ所 3,027名
	賃 金	仁川広域市製造業月平均賃金:205万ウォン程度
	労使関係	-
	流通物流	原副資材調達：ソウル九老洞工具商店街、仁川崇義洞工具商店街、 松林洞工具商店街 西区一般市場 4ヵ所、デパート 1ヵ所
	主 要 支援機関	産業活動支援機関：団地内業務施設

13.立地条件	都市生活環境	医療：総合病院 1カ所、病院 3カ所、医院 117カ所、歯科 51カ所、 漢方病院 29カ所、保健所 1カ所、保健支所 12カ所、保健診療所 16カ所 住宅：アパート 42,488世帯普及、大規模宅地団地(3km)造成中(住宅普及率 74.9%) - 周辺の相場：アパート 24坪型 伝賃 ^(*) 52百万ウォン、売買88百万ウォン その他：ゴルフ場 1カ所、プール 1カ所 <small>*1：一定金額を家主に預けて、不動産を借りる制度</small>
	地域経済	仁川空港、西海岸高速道路、仁川地下鉄などにより国際都市として成長を重ねており、社会間接資本の拡充で産業活動が非常に容易である。
14.入居条件	入居業種	自動車製造業
	入居資格	「産業集積活性化および工場設立に関する法律」施行令第6条の資格を備えた者
	入居制限	産業団地入居不適格業種
15.入居手続		一般入居無し
16.入居可能日		2006年以降
17.入居特典	税 制	新・増築時に地方税減免
	金 融	仁川広域市中小企業支援資金(問合せ：仁川広域市企業支援課032)440-2892/4/5) ・支援事業：自動化、技術開発、情報化、創業、事業転換、大企業協力、小企業育成 ・支援条件：施設資金 13億ウォン、運転資金 5億ウォン、金利 年 5.17%(変動可能) ・貸出期間：施設資金 3年据置5年分割償還、運転資金 1年据置2年分割償還
18.入居申請書類		-
19.入居申請、 入居企業体 情報問合せ等		該当官庁：仁川広域市 開発計画課、企業支援課 住所 (〒405-750) 仁川広域市南洞区市庁アピキル25 電話 (032) 440-3410、2692

執筆者紹介

野村允 環日本海経済交流センター貿易・投資アドバイザー [第1.2.3章執筆]

北陸銀行、北陸経済研究所事務局長を経て1997年より現職。他に、北陸環日本海経済交流促進協議会理事、環日本海国際学術交流協会理事、環日本海学会理事、環日本海総合研究機構（INAS）理事、ロシア・極東地域経済研究会委員、日本海学研究グループ支援事業審査会委員、日中関係研究会会員、金沢星稜大学非常勤講師、吉林大学東北亞研究院客員教授、大連大学講師等を勤める。

金度勲 （財）韓日産業・技術協力財団日本企業研究センター研究委員[第4章執筆]

2003年に明治大学大学院商学博士号取得。韓国の京畿大学、慶南大学、昌原大学などで非常勤講師業務を経て、2006年より（財）韓日産業・技術協力財団に入社。著書に「日本の保険会社のリスクマネジメント」。現在、早稲田大学産業経営研究所特別研究員、成均館大学、新丘大学で非常勤講師を務める。

劉泳碩 仁川商工会議所 [第4章執筆]

2005年に仁川大校東北アジア通商大士取得

2005年に仁川商工議所に入所し、企業支援、日本係通商などの業務をて現職。

発行元

発行人：ジェトロ富山 溫井邦彦

編集者： 同 高村大輔

住 所：〒930-0866 富山市高田527

T E L : 076-444-7901 F A X : 076-444-7903

E - m a i l : toy@jetro.go.jp URL : <http://www.jetro.go.jp/toyama/>